

令和3年12月10日
(金曜日)

令和3年 第7回幌延町議会 (定例会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第1号 幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第2号 幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第3号 幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第4号 幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第5号 幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 11 議案第6号 幌延町地域公共交通活性化基金条例の制定について
- 12 議案第7号 基金に属する現金の運用の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 13 議案第8号 令和3年度幌延町一般会計補正予算（第5号）
- 14 議案第9号 令和3年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第10号 令和3年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第11号 令和3年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第12号 令和3年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第13号 令和3年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 19 発議第1号 懸案事項促進要望のための議員派遣について
- 20 発議第2号 閉会中の継続調査について
- 閉会宣告

本日の会議の順序

	開会宣告及び会議宣告		開 議 宣 告
日 程 第 1	会議録署名議員の指名	日 程 第 9	議 案 第 4 号
" 2	会 期 の 決 定	" 10	議 案 第 5 号
" 3	諸 般 の 報 告	" 11	議 案 第 6 号
" 4	行 政 報 告	" 12	議 案 第 7 号
日 程 第 5	一 般 質 問	" 13	議 案 第 8 号
	休 憩 宣 告	日 程 第14	議 案 第 9 号
	開 議 宣 告	" 15	議 案 第 10号
日 程 第 6	議 案 第 1 号	" 16	議 案 第 11号
	休 憩 宣 告	" 17	議 案 第 12号
	開 議 宣 告	" 18	議 案 第 13号
" 7	議 案 第 2 号	" 19	発 議 第 1 号
" 8	議 案 第 3 号	" 20	発 議 第 2 号
	休 憩 宣 告		閉 会 宣 告

出席議員（7名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無量谷 隆
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町 長	野々村 仁
農業委員会会長	小 島 和 博
代表監査委員	成 田 義 弘
副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	木 澤 瑞 浩

総務財政課長	藤 井 和 之
住民生活課長	古 草 勝
保健福祉課長	村 上 貴 紀
企画政策課長	角 山 隆 一
産業振興課長	山 本 基 継

建設管理課長 島田幸司

総務グループ主幹 伊藤 崇

財政グループ主幹 渡邊 智民

保健グループ主幹 山本 恵美

教育次長 伊藤 一男

社会教育グループ主幹 戸川 誠二

国民健康保険診療所事務長事務取扱 (岩川 実樹)

国民健康保険診療所事務次長 若本 聡

農業委員会事務局長 (山本 基継)

選挙管理委員会事務局長 (藤井 和之)

事務局長 早坂 敦

主 事 満保 希来

(10時00分開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第7回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において、5番無量谷隆君、7番西澤裕之君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、12月10日から14日までの5日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、12月10日から14日までの5日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次行政報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会12月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況について、ご報告いたします。

始めに、幌延町高齢者等交通費助成事業の運用開始についてですが、本事業につきましては、日常生活における町内移動が困難な幌延町在住の高齢者等を対象にハイヤー運賃を助成することで、移動手段の補完や暮らしやすさの向上を図ることを目的に、本年11月から事業を開始いたしました。

本事業の特徴は、町が独自に開発したシステムを用い、電子チケット等によりペーパーレスでの運用を行うことで、利用者の利便性向上及び集約事務作業等の軽減を図っております。

助成の対象者につきましては、年齢が70歳以上であることを基本要件といたしますが、70歳未満の方であっても障がい者手帳保有者、特定医療費受給者、運転免許証自主返納者等、一定の要件を満たす方につきましても本事業の趣旨に沿い、助成対象者としております。

助成内容につきましては、初乗り区間を自己負担100円で利用できるほか、初乗り以降については、運賃に応じて2割から3割の自己負担で利用することができる仕組みとしております。通院、買い物、地域行事への参加等、様々な場面での移動の際、ご利用をください。

利用カードの交付状況につきましては、事前に町政懇談会における内容説明、また、申請受けを兼ねた住民説明会等を通じて周知を図り、本年11月末時点で190人に対し交付を決定いたしました。問寒別地区にお住いの方からの申請が特に少ない状況にあります。幌延地区にお住いの方に加えまして、問寒別地区にお住いの方におかれましても、幌延地区内でのハイヤー移動の際に活用いただけますので、引き続き、民生委員、保健師及びケアマネジャー連携のもと、高齢者宅訪問の際に周知を図るなど、利用促進に向け、きめ細やかに対応してまいります。

次に、文部科学大臣の幌延深地層研究センター視察についてですが、本年9月15日に、幌延深地層研究センターを所管する文部科学省、萩生田大臣が幌延深地層研究センターを視察されました。

幌延深地層研究計画開始以来、所管される大臣、初の現地訪問であることから、視察に合わせ深地層研究施設の立地自治体として、高橋議長同席のもと、三者協定に基づき幌延深地層研究計画の推進に協力してきた経緯や、今後とも研究成果のみならず、地層処分に関する知識の普及や情報提供等の場として幌延深地層研究センターを有効に活用いただくことをお伝えいたしました。

萩生田大臣からは、日ごろの研究への協力に対し感謝の意をいただいたことに加え、三者協定に基づき、幌延深地層研究センターを中間貯蔵施設や最終処分場にすることなく、研究を推進すること。また、協定を遵守しつつ、安全かつ信頼性の高い処分技術の確立に向けて研究を進めることを改めてお約束いただきました。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第7回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教育長 木澤瑞浩君

幌延町議会12月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告いたします。

始めに、学校教育について申し上げます。

各学校は、これまでと同様に、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に基づいた感染予防対策を講じながら、学習活動に取り組んでおります。

10月には、コロナ禍に対応した学芸会、学校祭を開催することができました。また、小学6年生、中学3年生、それぞれの合同修学旅行では、学校間交流を深めながら、思い出深い旅行となったとの報告を受けております。11月には、体育館等を会場に幌延小学校では、プログラミング教育、公開研究会。幌延中学校では、SDGsワークショップ。問寒別小中学校では、幌延町教育研究大会など。また、宗谷管内PTA研究大会幌延大会をオンラインで開催するなど、コロナ禍に応じた研究大会も開催できるようになってきております。

令和3年度全国学力学習状況調査の北海道教育委員会が作成する市町村別結果報告書へ本町の学習状況等を掲載することに幌延町教育委員会も同意いたしました。他の市町村と同様に、北海道教育委員会の報告書のWebページで公開されています。町民の皆さんには、広報1月号で、そのインフォメーションを掲載する予定であります。

次に、社会教育について申し上げます。

各社会教育施設は徹底した感染予防策を講じながら、施設運営に努めております。

また、緊急事態宣言により延期としていた社会教育事業につきましては、解除後、日程を再度組み直し、順次実施しているところです。

スポーツ少年団活動では、バレーボール少年団が11月6日、7日に名寄市で開催された、第41回道新カップ北海道小学生バレーボール道北地区大会に宗谷管内代表として、男子の部と女子の部にそれぞれ出場しました。男子は見事優勝し、1月に江別市で開催される第38回北海道小学生バレーボール選抜優勝大会への出場権を獲得いたしました。全道大会での活躍を期待するところです。

また、野球少年団の幌延中学校3年門田 昊弥さんが北海道選抜チームの一員として、11月13日から14日に福岡県で開催された、一般財団法人日本中学生野球連盟、九州沖縄ブロック九州交流試合2021FBスカウト杯に外野手として出場し、優勝に貢献したとの報告を受けております。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況につきましては、別紙の資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

2 番 佐 藤 忠 志 君

受付順番1番、通告者、佐藤忠志です。質問項目について質問させていただきます。

まず1点、幌延町放課後児童クラブの運営についてと、町の職場の環境と職員の健康管理についての2点について質問をさせていただきます。

まず、第1点目の幌延町放課後児童クラブ運営について。これは、町は働く親たちの要請を受けて、平成20年4月から幌延町放課後児童クラブ協議会を開設し、運営をサポートしていますが、学校を終えた児童が毎日安心して、楽しく、ストレス等がなく過ごすには、ちょっと夏の室温の問題だとか、冬季間の運動場が限られてるだとか、そういう課題が見受けられると思います。

そこで町長にお伺いいたします。

まず第1点。毎日過ごす室内が、場所が全面ガラス張りのため、特に今年は夏が暑く、体調悪くする児童もいたと聞いております。ここで何か対策を施していただけなのか1点。

第2点は、運動場の確保についてです。夏は室内か前庭の庭で遊んだりできるんですが、

雨天の時は、学習センター内の中庭で遊ぶことができると言っておりました。ただ、冬季間が寒くて、どうしてもあそこでやっぱり遊ぶということが、子どもたちも嫌がると。どうしても、中で過ごすことが多くなるんだという話を伺っております。

町長にお伺いしたいのは、学習センターのそういうのに限らず、遊び場の改善が図られないのかと。それ1点と。

それと3点目は、低学年ですから、疲れたり、風邪気味だとか、いろんな面で体調が悪くなる児童も出ると。そういうところで隣に和室があるわけですけど、ここを何かいろんな形で使ってるみたいですけど、児童専用に対応する、使用することが出来ないのか。

この3点を町長に、まずお伺いしたいと思います。

それと、2点目の職場の環境と職員の健康管理についてです。

ご存じのように、総務省が行政改革の合理化に伴って、人員の削減だとか、住民サービスの業務量が増大し、職員一人一人の、当然町もそうでしょうが、作業量が高まっているということで、47都道府県全市区町村を対象に、自治体職員のメンタル、心の健康管理に関する初の大規模調査を進めたいと。そして本年度中にもそういう対策をまとめるとしていることとしていますが、幌延町においても、当然、特に今年は新型コロナウイルスなどもあって、対応なども重なり、業務量は増加してるし、長時間労働も見受けられます。そこで、町の職員の健康管理、また、そういった他の作業もいろいろと重なって、作業量の増加に伴うメンタル面での支援、労務管理の対策はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

この2点を町長にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

町長 野々村 仁 君

佐藤議員のご質問にお答えします。

1問目の幌延町放課後児童クラブ運営についての1点目、学童保育室が全面ガラス張りのため、特に夏は暑く、体調を悪くする児童もいるので、何か対策を施せないのかとのご質問ですが、児童クラブの活動の場は、学童保育室に限ったものではありませんので、これまでも、生涯学習センター内の他の部屋や、総合体育館、プールなど公共施設の利用は勿論のこと、冷房が完備されている隣接の国際交流施設を利用することも可能としておりますが、国際交流施設での利用実績はありません。

今年の夏は特に酷暑で、活動中に体調を悪くした児童がいたとの報告も受けておりますので、有効的な活用をしていただけるよう、運営協議会と調整してまいります。

2点目の冬期間は中庭が寒く、遊ぶことが難しいことから、生涯学習センターの遊び場の改善が図られないかとのご質問ですが、生涯学習センターの中庭は、隣接の国際交流施設とを繋ぐ渡り廊下の中に出来た空間を活用した施設で、屋外の位置付けとなっておりますので、温める等の対応は出来かねることから、気温に合わせた服装でご利用いただきたいと思っております。

また、1点目の質問でお答えしたように、生涯学習センター内での活動に限らず、他の施設もどんどん活用していただきたいと思っております。

3点目の生涯学習センターの和室を、体調不良等の児童専用にするなどの対策はできないのかとのご質問ですが、救護室を兼ねてスタッフルームを設置しておりますので、和室を見

童専用の部屋とすることは考えておりませんが、これまで同様に、スタッフルームでの対応が困難な場合等においては、和室などの空きスペースを活用していただけるよう、教育委員会と連携をとりながら対応させていただきたいと思っております。

次に2問目の職場の環境と職員の健康管理に関するご質問ですが、職員の健康管理については、会計年度任用職員を含む全職員を対象として、毎年、健康診断および総合健診を実施しております。さらに、年末年始、年度初めの職員への訓示においても、私の方から、毎回、気を付けられるようお願いをしているところです。

また、作業の増加に伴うメンタル面の支援については、国の労働安全衛生法の改正に伴い、年1回のストレスチェックが義務付けられ本町においても、平成28年度から全職員を対象として実施しております。

それ以外のことに关しましても、各部署の管理職が注意を払っているものと認識しております。相談があった場合には、適切な措置を講ずることとしております。例えば、面談の実施に備え、相談を受け付ける体制をとっておりますし、必要に応じて医療機関へ促すなどの対応もしております。

労務管理等の対策については、国の人事院規則、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、労働安全衛生法などのいわゆる働き方改革関連法の改正により、本町においても時間勤務の取り扱いについて、毎月行われる連絡会議、または制度改正に伴う全職員対象の説明会の開催や各課における取り扱いなどを周知し、対応しているところです。

ご質問にあるような新型コロナウイルス感染症対策や災害対策など、やむを得ず時間外勤務をしなければならない場合は、特別な事情として捉えられ、恒常的な働き方改革とは別に対応する必要があり、代休をとっていただくなど、職員個々の判断により対応しております。

時間外勤務の命令については各課の課長に委ね、休日勤務については総務財政課長までの決裁により時間外勤務に関する事務を実施しております。

いずれにしましても、全ての職員は心身ともに健康であることが重要でありますので、職場の環境と健康管理については、十分に注意して行ってまいりたいと考えております。

2 番 佐 藤 忠 志 君

ただいま町長から、2点について丁寧なる答弁、ご説明をいただきました。どうもありがとうございました。ここで改めて再質問に入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

第1問目の暑いということで、たまたま国際交流施設に用事があって、学童の預かってる所があるんだと。私も恥ずかしながら、初めて国際交流・生涯学習センターの中に学童の預かってるところがある、知らなかったもんですから、その後見させてもらって、暑いと先生方も。特に今年は異常って言えば異常で、あの場所も風通しも悪いなど。それとガラス等々で、やはり暑いのは確かに暑かったんだろうなと思います。

で、扇風機が1台しかない。どうしたんだったら、教育委員会から1台借りてきて2台でやっとな。それはいいんですけど、教育委員会。これ町長、担当の場所はどこになるんですか。町長にちょっとお伺いしたいと思っております。

町 長 野々村 仁 君

児童クラブは保健福祉課であります。

2 番 佐 藤 忠 志 君

当然、課長ともそういう話はちょっとしましたんですけど、そういうものが、扇風機1台、2台が即決で対応が出来ないのかと。借りてきてまでやらなきゃならんと。お母さん方が一生懸命稼いで、学童に預ければ安心だと、いやそれが具合悪くなるとか、そういう次元ではないんじゃないかなと思って、議員さんも何もしてくれないと。私も恥ずかしながら、そういう立場でおったもんですから、町とも検討していろいろと、町長もいろいろご苦労されてるようだ。そういう面で風通しも少し悪かったのかなと思っておりました。クーラーまでとは言わんですけど、場所が場所なんで、もう少しやはりこう対応してあげれないのかと。

それと、あっちいたり飛んだり申し訳ないんですけど、和室についても、ここにはスタッフルームがあると。だけどやはり低学年なんで、朝から預かるときもあると。そんなとき、やっぱりちょっとこわいといった時に、静かなところで自由に行き行って休むとか、そんな場所も一つあってもしかるべきであって、何かあったら対応できることをしてやれますと。ただ、そうじゃなくてね、やはりもう少しやっぱりこう、子どもたちの視点に立った形の、そういう対応が出来ないのかなと。それが第1点と。

もう一つはね、1番問題はやはりこの冬場がやっぱり町長も言われてるように、当然寒いと、寒いから行かないと。当然あの中で過ごすんだと。1時間や2時間あれぐらいならいいんだらうけど、やはり朝からになってくると、やはり子どもたちですから、やはりあっち行ったりこっち行ったり、図書館も併用されてるんでね。それはそれとして、図書館行ったりはできるんでしょうけど。やはりまず1点伺いたいのは、中庭にああいう施設を造った経緯っていうのは、町長からちょっと、僕もわからないもんですから、何であそこにああいう中庭を、ああいうものを造ったのか。私もたまに国際交流館でこれ、いいものがあるんだなど。いい場所があるなど、だけど聞いてみたら寒くて、構造がよくわかんなかったもんですから、どういう経緯でああいうものを建てたのか、ひとつ町長にお伺いしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ今年の酷暑、急に前回の定例会でも、問寒別の最高気温のお話が出た事例もあるとおり、予測もしないほどの酷暑な年であったというところでありました。

今後、もっともっと連絡を密にしながら、どのような対策をとっていかというの、今後、やれることの範囲内で進めていきたいと考えておりますし、ちょうど借りてきたという扇風機についても、それぞれ必要とあらば、そういう形で整備をしていかなければならないというところがあるのかもしれないという認識をさせていただきました。

いかんせん、そこら辺は突発的であったことで、多分、そういう連絡体制も、しかとその反応をできるタイミングがなかったのかなという気はしてございますので、今後、留意しながら、もう少しきちんと、早急に対応できるものはできるという形をとっていければと考えてます。

また、中庭についてはですね、所管が違います、財産が違います。国際交流センターは、深地層研究所の施設でありまして、ただ、便利上、渡り廊下を繋げさせていただいたという、その空間がちょうど四角く、ああいう形が開いてるというところですから、折角のああいう

先ほどから中庭と言っているとおり、普通の公園に東屋が建ってるものだという意識ぐらいで、考えていただければいいかと思うんですけども、雨が降っても、雪が降っても、少々積もることのない屋外的なスペースと同じような感覚で、少し運動が出来たり、遊んだりしていただけるものだと。そのように認識はしてございます。

ですから、そのままの靴の形で入っていただいても使えるようになってますから、防寒をしながら、外の雪はねをしなくても外で遊べるんだという感覚で遊んでいただけるのが、今の中庭の現状だと思いますし、あれを今、施設がそういう所管が違うところでありながら、そこを改善するということが、なかなか今は困難であるということで、外だということで認識をいただきながら、ご利用いただけるような形をしてほしいと思っております。

そしてどうしても、運動がしたいということであれば、スペースをもう少し借りながら、交流センターのホールを貸していただく計画をとりながら、運動してもらおう。毎日毎日でなくてもいいかと思うんですけども、そういうような計画性を持ちながら、あるものは上手に使いながら、利用していただければということをおっしゃいます。

2 番 佐 藤 忠 志 君

ただいま、町長から中庭で、そういう呼び方でされてますけど、私は簡易的に建てたのかなと。ただ、自分は建築基準法だとか、何かがちり縛りがあって、ああいうものってのはきちっとした対応出来なかったのか。何であんな簡単な利用価値のないものにしたのかなと思って、今回そのつくづくそう思って帰ってきました。

ただ、今町長おっしゃったように、服装に合わせた格好で来ていただきたいと、ここで言うておりますけど、ちょっとそれもどうなのか。あそこをね、多目的な利用として、きちっとお金をかけて、今更その学童だ、何だかんだについて、新しく施設を建てるわけもいかないうことではないでしょうけど、あそこをきちっとした予算をつけて、きちっとした方、暖房を入れた形で出来ないのか。何かがちりした縛りがね、あれ以上のことを手つけたらまずいのか。

私はね、それなりの財政調整基金も、前回の質問では、財政の楽なときに少しでも貯めていったらいいんじゃないかと。そういう質問を確かに話した覚えもあります。ただ、十分な電源三法だ、財政調整基金も近隣町村に引けをとらないぐらいのものを持ちながら、もう少しその将来を担う子どもたちが不便を来たしていると、現状では。いや、国際交流館のどっか空いてるところでもどこでも使ったりって町長おっしゃいますけど、それはきちっとここをしてくださいと言って、初めて利用できるんで、そこらじゅううろろしても、またマズいだろうし、そこんところを、町長の今後とも、そういうそのものに対する、今回中庭に限定しますけど、あそこにきちっとお金をかけてね、多目的な利用を、もう少し広げてもいいだろうし、何か展示物飾ったり、遊ぶ所を兼ねたり、そういうものに出来ないのか。

私は何か縛りがあってね、がつつり手は一切もうあれ以上のものは出来ないのかなと思っておったもんですから、ただ、今聞いてみると、町長の考え方として予算つければ、何かできるのかなと。そういうあれもありますんで、町長のそこところをちょっとお聞かせいただければなと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

私のほうから施設の設置経過について、ちょっと補足させていただきます。

町長、先ほど申し上げたのは、所管が違うんだということで、国際交流施設につきましては、原子力機構さんで建てられた施設なんですね。

そして、生涯学習センターにつきましては、町のほうで設置しておりますけども、これは電源三法交付金を活用して設置させていただいた施設です。したがって、三法交付金の縛りがある。当初、国際交流施設と一体として整備したかったんですけども、やはり所管も違う、財源も違うということで、渡り廊下で繋いで、最大限あそこに屋根とは言いませんけども、上空空間空いてるんですけども、雪や雨が避けられるような施しできる、あそこまで最大限出来たところなんですね。ですから、今の管理状態を続ける上においては、これ以上の、ちょっと屋内にするような改修は出来ないということになります。

将来的にあそこの施設が所有が一体になればですね、そういうことは可能なのかもしれないですけど、現時点ではなかなかこれ以上の改修は難しいということは申し上げておきます。

町長 野々村 仁 君

今の施設の現状としては、そういう所管の違うところ、また、交付金の関係、補助金の関係上ということで。こういう説明、例題がいいかどうかかわかんないですけど、農家の皆さんも同じように、補助金を受けた施設と既存の牛舎がべったりくっついて設置が出来ないというのはご存じでしょうけど、それとまるっと同じような形でございます。

ただ、やはり雨も何もなく、やっぱりあの中庭に雪がしんと降るだけでは、何かもつたいない。やっぱりちょっと外遊び的に、あの辺で遊ぶスペースがあったらいいんじゃないかということで、ああいう東屋的に外を囲わない外としての遊び場として活用できるものであれば、有効に活用できるものと、我々、多分先輩方の方もそういう設計で、あそこをわざわざ使っていて、私は無駄ではなく、冬でも遊んでる方は見受けられますし、十分、防寒着を着ながらでも遊んでほしいなと思ってます。

2 番 佐藤 忠志 君

副町長並びに町長から丁寧な説明をお伺いいたしました。

ただ、くどいんですけど、やはり不便きたしてることは、これ事実なんだなと思って帰ってきました。今さらあの場所を変えて、どこかに学童を預かることも難しいのか、それは私の判断じゃないでしょうけど。町としては、今のままのあの体制でやれるものをやりくりをしながら、我慢するつたら変ですけど。町長にお伺いしたいんですけど、このままの今の施設で、今後ともいろいろ手をかけながら、改善できるものは改善したり、やっていくということで、理解してよろしいでしょうか。

町長 野々村 仁 君

改善の方法には限度があるかと思いますが、先ほど言われたように、そういう突発的な、期間の短いような対策だったりというのは、それぞれ利用者の皆様方とご相談をしながら改善できることだと思ってますけども、先ほど来から言っているとおり、国際交流センターで冷房が効いたああいう施設がございます。夏季の1番夏休み前後の暑い時間に、最初から計画的にそこを週何回使うとかという申込みをしながら、そこは自由に使っていていいですよということもお話をしているところでもありますし、和室に関しても、そこはきちんと使え

るような状態で、今も年1、2回しか一般の方々が使われていないところでもございますので、それもきちんと使えるような形も出来ますよということを、先ほど申し上げたとおりであります。

それ以外にも学校、体育館のプールであろうと、それぞれいろんな施設でも使える状況が教育委員会とも相談して使えるということ为先ほどから申し上げており、あそこで、きちんと箱詰めにしておいておきなさいという話をしてはいるわけではなく、施設の利用の仕方は幾らでも広げて、負担が強いるわけでもなく、町としてきちんとそういう応援をしていきたいということをお話をしているところでもあります。

2 番 佐 藤 忠 志 君

町長より十分なお説明をいただいて、町も最大限の努力をされて、とにかく使いやすいように学童の人たち、子どもたちがストレスなく過ごせるように努力していることはよくわかりました。

いずれにしてもね、大切な、これからやっぱり町を担っていく、将来を、国を担っていく子どもたちです。一生懸命、親御さんたちが仕事をしながら、子どもを学童に預けて、こういう施設も町も十分な予算もつけていただいてね、やってることはもう十分理解しております。町長おっしゃったように、可能な限り、いろんな部分で運営協議会とも協議してやっていきたいということで言っていただいておりますので、今後ともひとつ十分なお配慮をいただいでやっていただきたいと思いますので、よくお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

差し出がましいような質問で大変申し訳ないんですが、私も企業に勤めて、当然このような場面だとかはいろいろと職員の心の問題だとか、労働時間が常態化して、残業も企業でしたら、監督署にサブロク協定で労使協定出して、次の残業時間ぎりぎりまで稼いだとか、やっていってしまって、監督署が入られてえらいことになったとか、いろんな問題があったもんですから、町も見ますとやはり随分遅くまでこう勤務なされて、随分頑張っているんだなと、常々見ておったもんですから。これに対してどうこう言うつもりは別れないんです。ないんですが、どういう形で職員の健康管理というものは、また企業とは違うでしょうから。どういう形でやっていただいているのかなと思って、この質問させていただきました。

ここに町長、丁重に随分長く説明させていただいております。今言ったように、ストレスチェックも年1回きちっとやってやっていますし、毎月の連絡会議においても、そういう職員がいないのか。そういう問題がないのかとか、随分多岐に渡って網羅されて、十分な対応をとっているんだなと、そういうふうに理解させていただきました。

ただ、やはり自分もそうですが、やはりなかなか他の職員が時間終わったらさっと帰ると。変な話ですけど、なかなかこう職員と一緒に帰るのも悪みみたいな感じで自分を、どうしてもこう、サービス残業みたいな、長々と残ってしまうような慣例的にみたいなことになってしまうこともあります。

そんなこともないようにね、前にちょっと総務課長ともちょっとそういう話をしたんですけど、課長も終わったらさっさと帰ると。当然そうでしょうし、そういう体制もとってるんだと。今、言われてるように、十分そういう職員に対する配慮もしてる回答もいただいております。

ります。いずれにしても何かあってからは大変なことになりますんでね、そういう職員の健康管理、特に精神だとかもろもろにね、ないような対応を今後とも十分とっていただいて、健康管理について十分注意して町にもやっていただきたいなと思いますので、これについては、十分ご回答いただきましたので、これ以上、私のほうから再質問ありませんので、どうもありがとうございました。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、2番佐藤忠志君の質問を終わります。

次の質問を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

3番斎賀弘孝。

幌延町地域振興アクションプランについて。

新型コロナウイルス感染症で終始した1年であり、イベント、地域活動が停止し、手の打ちようがなかったと思いますが、コロナ禍以前の幌延町を取り戻さなくてはとといけない状況であると思われま。

さて、令和2年10月30日新しい国道40号天塩大橋ができ、道路の安全な通行の確保ができました。そこでお伺いします。

①平成30年1月25日幌延町拠点づくり勉強会検討ワークショップにおいて、目的として国道40号を利用するドライバーへ休息を提供するとともに、幌延町宗谷地域のゲートウェイ機能、吹雪等の悪天候時における一時避難箇所などの防災機能等、多様な機能を有する拠点を検討したいとありました。この目的を考えれば、この新大橋付近にトイレだけでも設置し、一時避難所施設が必要でないかと思われまますが、町長の考えをお聞かせください。

②また、ワークショップ資料の中にある当時の地域意見として、カヌーポートを造り、アクティブ拠点として、レンタルカヌー等の観光商品として活用できないかとの意見がありまましたが、どう検討されているのか伺います。

幌延町まちづくり推進のための町民アンケート調査について。

ほろのべの窓令和3年12月号と併せて配付された町民アンケートについて伺います。

①第6次幌延町総合計画策定のためにアンケート調査し、計画策定したのに、今回は推進のために町民の意見を把握するとはどういうことなのか伺います。

②北海道開発技術センターに委託しているのは集計、報告になるかと思われまますが、委託金額はいくらぐらいになるのか。

③今回は各世帯に配付だそうですが、何世帯配付で、回収数はどのくらいを期待しているのか。

④回答は全て統計的に処理し、目的以外に使用しないとのことではありますが、アンケート調査に従うのか、それとも今後の参考意見とするのか伺います。

⑤参考別紙資料に「バイオガスプラントとは」とありますが、このデメリットに「②飼養頭数が少ない場合、回収できるエネルギーが少なく投資とのバランスが悪い。※150頭以上がひとつの目安となります。」とありますが、これでは100頭前後の乳牛を飼育する農

家を対象にモデルケースとしての導入を募っている町としては、不適切な表現となってしまう、誤解を招くのではないかと心配していますが、どう思われての町民への質問となったのか伺います。

⑥アンケート結果だけを求めるのであれば、町で回収して、町民に広くパートとして募集し、集計してもらうのも1つの方法と思いますが、どう考えますか。

町 長 野々村 仁 君

齋賀議員のご質問にお答えします。

1 問目の幌延町地域振興・観光計画アクションプランについての1 点目、幌延町における拠点の整備に関するご質問ですが、議員ご承知のとおり、これまで、幌延町地域振興・観光計画に基づき、幌延町まち・ひと・しごと創生会議の中で、国道40号からのアクセスを重視し、新天塩大橋付近や幌富バイパス幌延インターチェンジ付近での整備を想定した、まちそと立地案及び幌延市街地区内での整備を想定した、まちなか立地案の2案を焦点とし、新たなまちの拠点を整備する場合に考えられる、それぞれの案における立地特性や施設に求められる機能のあり方について議論を重ね、検討整理を進めてまいりました。

平成31年度に創生会議委員の皆様にお集まりいただき、開催した検討ワークショップにおいて、幌延町が目指す拠点整備のあり方については、高齢者及び子どもの交流や生活の拠点としての機能を備え、かつ、町民の利便性向上に資する機能を重視した、まちなか立地案が、まちそと立地案に比べて、立地効果が高いとの方向付けを基に、現在におきましても継続して検討を進めております。

新天塩大橋付近にトイレだけでも整備してはどうかのご提案ですが、拠点の整備につきましては、多機能な複合施設を念頭に、現在検討を深めておりますので、現状において町でトイレのみの整備は想定しておりません。

2 点目のカヌー等を活用したアクティビティ拠点の整備に関するご質問ですが、拠点整備に関する検討につきましては1 点目の答弁の中で申し上げたとおり、現状において、立地効果が高いと方向付けられた、まちなか立地案について検討を深めてはおりますが、河川を活用したカヌーに関するコンテンツは、拠点の機能を検討するうえで、有益なコンテンツであろうと認識しております。

次に2 問目、幌延町まちづくり推進のための町民アンケート調査についての1 点目、第6次幌延町総合計画推進に係るアンケート調査に関するご質問ですが、第6次総合計画策定のためのアンケート調査は平成31年度に実施いたしました。その後、新型コロナウイルスのまん延を機に世の中を取り巻く状況が大きく変化したこと等を踏まえ、総合計画において策定した数値目標・KPIの現状把握。また、総合計画に沿ったまちづくり施策の推進にあたっての検討材料とすることを目的に、平成31年度に実施した調査内容をベースにまちの懸案事項であるまちの拠点、バイオガスプラント、移住・定住施策に関する項目を追加した上で、調査を実施いたしました。

また、今回のアンケート調査で寄せられたご意見につきましては、今後の施策展開及び令和6年度に策定を予定する総合計画後期基本計画策定に向けての検討材料として活用いたします。

2点目のアンケート調査の委託業務内容と経費に関するご質問ですが、委託した業務内容は、アンケート調査内容の調製、インターネット回答フォームの作成、調査結果の集計・分析、調査用封筒及びアンケート票の印刷及び調査票の回収等で委託金額は90万円ほどです。

3点目のアンケート配布世帯数と回収見込みに関するご質問ですが、配布数については広報誌折り込みにより986世帯へ配布しており、回答方法につきましては、郵送に加え、インターネットにより回答できる仕組みにしておりますので、より多く方からの回答に期待しております。総合計画策定時のアンケート調査では、341件の回答をいただきましたので、同程度以上の回答に期待するところです。

4点目のアンケートの集計結果に関するご質問ですが、1点目のご質問への答弁の際に申し上げましたとおり、いただいたご意見は、今後も含め、総合計画推進にあたっての検討材料とさせていただきます。

5点目のバイオガスプラントに係る別紙資料に関するご質問ですが、町では、環境保全型酪農に資する上で有効な手段の一つであるバイオガスプラントの整備・普及を目的に、これまでバイオマス産業都市構想の策定、地域の酪農家を始め、JA、商工会等の関係者や関心ある方向けの講演会や勉強会、町政懇談会や町広報誌を通じた取組みの周知等を進めてまいりましたが、今一度、町が調査を進めている施策であるバイオガスプラント事業の周知及び推進に係る機運醸成を目的に、バイオガスプラントに関する調査を項目に加えました。

ご指摘の別紙資料につきましては、参考として汎用的なバイオガスプラントに係る情報を掲載しておりますが、実際の整備形態につきましては、議員ご承知のとおり、さまざまな選択肢があり、これらの条件を総合的に勘案したうえで、かつ、エネルギー回収の視点から「150頭以上がひとつの目安」と表記したことをご理解ください。

また、バイオガスプラントの整備にあたりましては、導入者の営農形態に適し、かつ、効果をより発揮できることを想定したプラント仕様を構築する考えでございますし、実際に他の自治体において、飼養頭数100頭未満の酪農家に導入したバイオガスプラントが安定的に稼働している事例もございますので、100頭規模のバイオガスプラント整備の可能性を否定するものではないことを改めて申し添えます。今後も、議員がご心配されるような誤解が生じないよう、引き続き調査事業等を通じ、関係者への説明、意向把握及び整備モデルの提案を進めてまいります。

6点目のアンケート集計に関するご質問ですが、業務効率化等の観点から、現時点でアンケート調査を実施する都度、パート職員を募り、アンケートの集計、分析を行う考えはございません。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

通告に沿って質問に回答いただきましたが、若干、今の答弁の中からお伺いしたい点が何点かありますので、伺いたいと思います。

地域振興観光計画アクションプランについてですが、これまで委員会の会議とか、町企画課の説明においては、もう町の拠点（道の駅）というふうに記された配付資料がありましたが、もうこれからは町長、もう道の駅ってという言葉を使わないほうがいいんじゃないですか。もう拠点、拠点でいかないと。今まで委員が皆他所に道の駅視察に行ったら、幌延に道の駅

造るんだなと思ってるし、町長の思ってる道の駅は、幌延らしい拠点を造る。それが幌延らしい、道の駅だから別にその中川、稚内とかにある、どこかに認可されないといけないような道の駅じゃないんだよっていうことを改めてこう説明したほうが良いような感じがするんですね。

これはちょっと間違いですか。やっぱり道の駅ってというのは、拠点（道の駅）っていうことは、これからの会議でも使われるわけですか、まだはっきりしてないので、これをお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

私のそれこそ公約の中に文言が道の駅というところがあったということが多分、スタートで引っかかったんだと思いますけども。

最初からこの道の駅、道の駅という、その大きな課題で話したわけではなくて、町の拠点整備ということでスタートしていると私はずっと思ってます。そこについて、道の駅ってくっついてきてるのは、私らが説明不足なのか、道の駅なんですね。ただ、どうあってもこの拠点という、その取り方、どういうふうに皆さんが捉えるかわかりませんが、道の駅ということ自体が重きを置くのか。施設の中に、ある程度そういうスタート発信、バスにしる、JRにしる、タクシーにしる、どんな形であろうとも、そこが拠点として交通網も、その拠点として入るものなのかということ想定しているのかということも含めて、そこは、道の駅を拒否するわけでもなく、拠点複合施設という形を皆さんが言ったほうがわかりやすいよというのであれば、そこは十分それでいいと思ってます。

道の駅が街中にあるところは沢山ございます。今回最後に出来ました、この頃新しく出来たと言ったほうがいいんですか。士別も、街中ど真ん中に道の駅ということでもあります。この町で考えている拠点の整備は、そういう方たちの意見をそれぞれ拾いながら、何がこの町に合ってるかということ、皆さんでそういう今、斎賀議員のように発信をして、この方がいいんじゃないですかって言うてくれることを期待した拠点整備の一つだと私は考えてございますので、道の駅を外すとか外さないとかということではなく、その拠点の中に、そういう道の駅も含んでいいんじゃないかというご意見もあれば、それは全然いい話だと思えますし、我々から道の駅を造るんだという発信は、あまり大きくしてる話ではなく、拠点整備をしたい。その拠点というのは何々が、一緒に複合されたらいいかというのをご意見を伺いながら、最終的に方向性は、どんどん今、街中のほうに、最後の答申書にも書かれておるとおり、街中のいろんな形で使える拠点としての整備ということの声のほうが大きくなってきているということだけは、少しずつそういう形になってきているのかなという、期待感を持っていますけど、どうしても委員が、道の駅を外したほうが良いということであれば私も今後一切、道の駅という言葉を使わないようにしていかなければならないと思えます。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。

これまでもね、会議の中で道の駅、道の駅ってのが度々出てきて、説明資料の中でも道の駅ってあったもんですから。けども、今日、今回の答弁の中では道の駅という言葉が一つも、どこにも使われないので、一体私たちは一体何の会議を、会議と言え失礼ですけ

ども、目指しているのかということ。ただ、今その町長も言われたように、その委員の中で拠点を造ろうと。その拠点の中に、町長が言われたんだけど、「何と何が必要だね。あれもあったほうがいいね。」とかっていう意見が、段々道の駅に近づいてくるなら、道の駅になっていくのかなというふうに、ちょっと改めて思ったところです。

でね、今、私も委員というか、その会議の資料を見たりなんかすると、先ほど町長の答弁の中にあった、街の中という立地と街の外という立地があるという話でした。町民の委員の話の中では、もう街中に造るんなら構想がある。町民が利用しているお風呂も古くなってきたから、お風呂もその施設に造ったらいいね。そして、その施設にはバスの待合所もあって、町民皆さんがお風呂に入りたくて来るような施設、そして皆がそこで交流できるような施設を造ったらどうかっていうふうに、委員会の意見の中では、もう固まりつつあると思うんですよ。そちらのほうについて、先ほど町長が継続して検討を進めてるってことを言われたのかどうかお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

ご意見の中では、斎賀議員がおっしゃったとおり、まちなか構想の拠点整備という形にしてると。あえて、そこが道の駅とか何とかではなくて、やっぱり拠点整備としてこういうものが必要だよねということも。

ただ、先ほども斎賀議員のほうからお話をされたとおり、バスだったりタクシーだったり、地域交通網の整備。これから長距離バスがどうなるのか、そこも含めてですけども、そういうのを兼ね合えば、そこって一部が、遠別町を多分視察をされた方は分かるかと思うんですけど、一部あれ何畳ぐらいあるんですかね。3、4畳ぐらいのスペースがあるのかな。それにトイレがついてて、24時間温まったまんまで、バスの待合所として使ってる。そういう道の駅的構想で、だけど道の駅ってあそこ言ってないんですよ。そういう、拠点としての必要性のあるもの自体を盛り込むということで、進めていきたいなっていうのは私の構想の中でも一つとはあります。

ただ、今、協議しているところでは、そういう形が何が課題であるかということを集約的に今、一生懸命意見を聴取し、町内も今、担当部署ごとでも、少しずつ話合いをする機会を設けながら、次の委員会をやるまでに、どういう方向付けで、どうするかということも、少しずつ方向性で話をしていけるように、今、準備を進めているところでございます。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

街の中か街の外かって、31年でしたか、委員会で話がありましたっていうから、もうコロナ禍だったにも関わらず、もう2年も経ってしまったわけで、今3年ですからね。

それを検討して、次の会議に備えるんだということで町民っていうか、その委員会の中では、そういうほうがいいんだねっていうのが出てるんだから、そういうことを町民の皆さんに今回もまたアンケートで聞いてもよかったんじゃないかなと思います。だから、拠点整備がどうのこうのっていうその具体的な意見が、もう煮詰まりつつはあって、それが31年の話なんだから、中で検討したことをこういうふうに考えてますけど、町民の皆さん、どうですかっていうふうに聞くのも、アンケートの中に取り込むべきだったと思います。

それと、遠別は道の駅じゃないんですか。あれは、あそこ。道の駅オープンって言ってる

から。

町 長 野々村 仁 君
道の駅を富士見のほうです。

町の中に、そこは道の駅と言わないですけども、ちゃんとバスの待合室拠点としての駅的な要素を兼ね合って、交通網の拠点として動いているという場所が役場の横にあります。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。ちょっと私の確認不足というか、認識不足ですいません。

それでね、それではそのアンケート。先ほど言いました、実際に町長の答弁の中に31年度にそういうふうな意見がまとまりつつあったんだから、そのこういうふうに、委員会でやっていますよということを、やはりぜひ今回のアンケートを採るならば、そういうことも採ったほうがよかったのではないかなということについては、どうお考えですか。

町 長 野々村 仁 君

それも一つの案の中だと思います。

先ほども答弁させていただきましたけど、2年間、新型コロナウイルス感染症の中で、情勢、動き方、全てが変わってきていると、私自身も思っています。その中で、更ではないですけど、31年にこういう状態だったよねということも皆さんが考えながら、31年度のプランに基づいた形で、皆さんからご意見をもう一度聞き直して、やっぱり皆さんの気持ちは変わってないよねということ把握したい。というのも私どもの気持ちでございます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

その気持ちが変わってないよっていうのを確認したいのは、どこでするんですか。

町 長 野々村 仁 君

このアンケートの意見の中で、それぞれ反映をさせた集計をしながら、その委員会等でまた会議をしていきますし、庁舎内の中でも協議を今後進めていこうと思っております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。

その会議の中で出た意見と役所内で今話してる案があるかもしれない。それが今ぶつかり合うってところだっていうのがアンケート通してね、確認したというか、わかったような気がします。

だから、もし、最低でもその委員会の人たち、10数人でしょう。その場に参加していた10数人の方々から、町の拠点だったら、古くなったお風呂を新しくして、誰でも気軽に入れるようなお風呂。その時あったような意見が出てこなかったら、もうその意見は無かったねということになっちゃうんですか。それでは困ると思うんですけど。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

アンケートの内容のお話、ご質問出ましたので、事務的なことでありますので、私のほうから補足させていただきますけれども。今回町の拠点のアンケート項目の中で、「拠点を整備する場合にどのような機能が必要、重要であると考えます」という質問設けております。

その中で5点ほど、道の駅が備えるべき機能の書いておりますけれども。道の駅の拠点としての持つべき機能を書いておりますが、ここの例として書いたところ、「例えば、町民の

利便性向上や憩いの場としての機能、そして、重要だと思えるものは」ということで例示したもの、「お風呂、子どもの遊び場、交流サロン、ドッグラン、事務、軽食喫茶」こういったものっていうのは、まさに創生会議の中で、この機能に具体の機能であればこういうことですねと。絞り込んだ項目をここに載せています。なので、アンケートにおいて改めて町民の方に、この絞り込んだ機能の中で、どこが重視されるのかという意見を把握したいという目的で、調査をしたところでございます。

その他、2・3・4とあります。そこは割愛しますが、作り方というか、中身の「下地」としては、そういった内容でございます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

今言われた問題に行くまでに、もう1問、問題があって、「拠点が必要だと思うか・現状で十分だと思うか」結局、必要か必要じゃないかって聞いてんですよ。

必要だと思う人は、今言われた課長が言われた問題に行くわけですよ。必要ないよって言ったらもうそれで終わりなんです。これでもし、現状で十分だと思うよという人たちが、圧倒的に来た際はどうなっちゃうんですか。これまでの話合いは。

町 長 野々村 仁 君

圧倒的に多いということはあんまり想定をしていませんけども。その中は、私が公約で最初に申し上げたとおり、私としての施策に、こういうものを盛り込みたいという方の、また説明になるかなということになるろうかと思っております。

そこは施策として、やっぱりここが必要だなということ自体を盛り込んでいく、そういう形であって、そこがそういうご意見ばかりの数が、どの程度かっていうのは計り知れませんが、それは参考にさせていただくけども、こういうものをつくりたいということがまた、起きてくるのかなという気がいたします。その時には、先ほどいただいたこれまでの委員会の皆さんのお話とか、そういうのも参考にさせていただきながら、絞り込んだ形で、こういう形だということが、申し上げられていくのかなという気は私自身はしております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

参考意見にするお話がありましたけど、先ほどの町長の答弁の中で、総合計画の時のアンケートでは341件さっき回答いただいたという話でした。この341件っていうのは、今回986世帯ですけど、前は元年に1069世帯に配付したんですよ。それで世帯数で言ったら、341件31%だったと。だけど実際は986世帯じゃなくて、2,100のアンケートを配ったんですよ、2,100枚の。それで戻ってきたのは341だという勘定をしたら、僅か16%しかなかったんです。というふうに考えたら、何故これ今回、986世帯だけ世帯に1枚ずつというアンケートにしたんですか。回収も期待してるとおり、町長さんも思ったとおりの回収が少なかった場合、本当に困ってしまうんじゃないかと思いますが、その点をお伺いします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

事務的な内容、ご質問でございますので、私のほうから回答させていただきますけれども、先ほど町長からの答弁でもございましたが、986世帯につきましては、広報紙の配布枚数とイコールというところでございますが、今回、前回の総合計画のアンケート調査と違う点

としては、QRコードによるインターネット回答ができるような形にしています。これはまさにそのアンケート回答率をいかに上げるかというのは、アンケートを行う上で、常々課題というふうに捉えておりますけれども、今の時代に合ったといいますか、紙の回答方法ですとなかなか過去の説明の中でも、1枚しかなければ世帯のうちの1人しか答えられないと。なかなかそこはコピーして使ってくださいねとか、どれぐらいの世帯数を全て把握して、その必要枚数を入れることもなかなか難しいですので、ちょっと苦慮していたところではありますが、今回はインターネット回答ができるというような形にして、回収数を増やしたいなというふうに考えて実施するものです。

また、広報誌の各地区への配布つきましても、12月の上旬ぐらいである程度、回付のほうは済んでいるかなと思いますので、改めて告知端末機などを通じて、アンケートへのご協力を訴えていきたいなというふうに思っております。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

その新天塩大橋に、トイレの話なんですけどね。数年前にあそこに一体、車が何台通るんだとかという交通量の調査しました。そしてかなりの数の車がそこを利用していたと。そういう車をどうやって幌延の町に呼び込もうかっていうのがこの拠点の話の始まりだと思うんですけども。

あそこに、やはりこのままの形で何も置かないより、やはりトイレぐらい設置してですね、天塩川を利用した有益なカヌーをできるように、有益なコンテンツだと町長も言ってるわけですから。天塩川でカヌーをできるようにする。そして、そこのトイレを利用するのは、やはり、隣に豊富町の家畜市場ありますから。日によっては何台もトラックが行く、利用するわけですから、そこにトイレを置いて、また、簡易な販売所、簡易な案内所でもいいから、その程度の物を設置してですね、誰かがそこの販売所で、幌延町の名産を売ったり、何かの商売に使ってもらえるような建物を造ってやる。そして、そこでカヌーが乗れるようにするには、誰かがそこでまた、レンタルカヌーの場所としてね、利用できるように、トイレぐらいは必要ではないかと私は思ってるんですけども。このまま町の中に拠点を造れば、あそこには何も出来ないんで、交通量の調査も何の意味もなくなってくると思うんですけども、その点についてはどういうふうにお考えですか。

町 長 野々村 仁 君

やはり本当に有益のアクティビティの一つだっていう認識は私自身も何も変わってございません。

ただ、やはりそこも組織的にカヌーを愛好してる方が本町にもおられましたし、活動もしておられたということで、このコロナ禍を過ぎてって、この時代が変わって、どのようにこのカヌーの全体の活動もあるのかということを見ると、このカヌーで活動を大きくさせている美深のダウンザテッシでしたか。そこの方々が4年に一度下ってくる。その機会ぐらいにしかないのかなと。個別にああいうところで遊べる、そういう場所的に天塩川ということなのか。逆に言えば、初心者が一生懸命遊ぶんであれば、うちには古川の三日月湖もいっぱいたくさんあると。問寒別がやっているように、旧河川のそういうところで練習をするというのも一つでもありますし、まだ、その方向性っていうのは一切、見えてきていないとい

うことで、それぞれカーポートとかということ自体だけは、単独に離して考えられる事の一つでありますけども、ハード物の施設自体を負担をすること自体は、今のところ、それだけの需要と利用数を考えると、どういう形なのかと。

先ほどの交通量の調査の問題も、あそこを通るだけじゃなくて、うちはちょうど、本当に今までもインターチェンジとしての役目をしていた幌延に、市街地に降りてくるインターチェンジが附属して、今立体交差で工事を進められている、恵まれた状況の中にある。あそこまで降りるところがなくて行ったら、あそこから戻ってきてもらわなきゃなんなかった所がインターチェンジに降りてもらおうと、本当にトイレを用済ましていただくのも、何か買っていただくのも、そういう形では好条件な場所にインターチェンジがあるというところではあるかなと思ってますので、その通って歩いている車の数がこだけあるということは別に無駄ではなく、交通量調査は有益に、そのぐらいはどうにかして、魅力のある形で、トイレを利用してもらったり、商品を買っていただいたりってということ自体の把握数の中では、何割の方、何%の方々ってということが、やっぱり目論める話になるんじゃないのかなという気は私はしていますので、実際あそこを通ってる方々が、どのくらいの数があるかっていうことが、実際あそこで止めなきゃ、その数ってというのは意味なかったのか。したら、そこに通ってる人が全部トイレ使うのかって話だと思うので。何割の方々が、そういう利用者として、それだけ通ってた方々。多分今はあそこ直線になったから、もっともっと多いんだと思いますけども、そのパーセンテージでもそのぐらいの産業車、自家用車を含めてあるという分類ごとにある数字ってというのは、それをその数字を使いながら何%の人を寄せられるかっていう努力をもっていくための計画としては、無駄な数字ではなかったかなという気はしています。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

今、産業車は乗用車が何台通るかなという、知るだけでも無駄なことじゃなかったっていうけども、それを知って、それをどうやって幌延に寄ってもらおうか、買物してもらおうか、という大きなテーマは出来たと思ったんですけど、その程度の数字がわかればよかったというようなアンケートだったのかなというふうに思います。

あそこを通る若い世代でも、高齢者の方でも、やっぱり来て、橋、山が見えるところで、ちょっと車を停めてね、一服して山でも見たいなど。見たいなどと思ったら、やっぱりトイレがあれば、停まると思うんですよ。何も無ければ素通りしてしまうと。そして停まって、そのトイレで幌延にちょっと何か案内するところがあれば、幌延の町に入って、何人になるんだかわかりません。寄ってみようかなという気分にもなれるけど、今のままでは全然そういう気分にもならないんじゃないかなというふうに思って聞いたところです。

そしてアンケートを採って、これを今後のね、第6次の幌延町総合計画に役立てるんだという答弁がありましたけど、まず第5次においてですね、町民のアンケートを採った時に、A4で26ページにも枚数になる自由意見が報告書として提出されました。まずは、その自由意見、A4、26ページの案件を一つ一つ調査して片づけていくのが、専決ではないかと思います。

そして、これまでやってきた計画の中でね、幌延とか問寒別の食材を何かないかなって話して、実際に採ってもらった。そして、一夜限りの幌延ナイトだかを札幌でやった。これは、

もう終わりなんですか。今後これ、どういうふうにやっていこうかっていうことをね、町民にお知らせするのも、アンケートの中に入れてもよかったんじゃないかなと思います。その点はどういうふうに考えますか。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ今までやってきたことが、もうこれで終わりかとかということではなく、それぞれそういう経験をしたし、そういう体験をしてきたことは、貴重なやっぱり資料の一つだと私自身は考えてます。

ただ、やはりこの事業全体をどう人を集客するとか、どう人を集めるかとかっていうところには、やはり全体構造の中で、民の力を借りなければならないというところは、まさしくあるんだろうと思ってます。その時点で、どのような形で、そういうこと自体ができるかっていうことを、今度は作っていかなければならない。行政がああいう形ででも、試験的に学生を使いながら、そういう形で協力してもらってやってきたこと、良いよね、いい方向だよねって見えてきた。そこを今度はどういう形で、それが商売と少しずつリンクしていけるかっていうことを、我々がもっと発信をしていかなければならないという指摘のとおり、やっていかなければならないことだと。それを毎年毎年、行政だけでやってたところで、やっぱりちょっと意味がなくなってくるんだろうと思ってます。その努力は、今後計画をつくった中でやっていく。

ただ、先ほど議員がおっしゃったとおり、それまで出てきた多様なご意見もありましたってことで、この2年間コロナ禍の中で本当に大きく動き方が変わったんだと私自身は思ってます。その中でもう一度、そういう形を聞きたいというのが今回であって、さらにするんではないけど、その意見もある中で、流れていくことだと思って、1回1回投げ捨ててる話ではないんじゃないかなっていう気は私はしてます。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

町長、したら、このアンケートを採る前にですね、町民にこうお願いすればよかったんですよ。「コロナ禍の中において、幌延町民の考えが、日常生活が、また今後の幌延町の将来の姿を考えると、これまでやってきたことがこのままでいいのか。それとも新たな考え方を持ってやっていかなくちや、コロナ禍以前の幌延に戻らないよ」という危機感を持って、町民の皆さんに問えばよかったんですよ。そんな新型コロナウイルス感染症のことなんて一言も書いてないんですよ。アンケートの前文には、町長。そこに新型コロナウイルス感染症という意見があって、今の町長の言った答弁が載ってれば、もっと町民は町長の思っていたように、私も思っていた以上に、グーグルサイトを使っても、アンケート返信しただろうし、アンケート用紙返信したかもしれませんよ。数がまだ決まって出てないわけで、こういうこと失礼ですけども、と思うんですよ。

どうしてコロナ禍以前の幌延に取り戻そうというふうに、大見出しでもついて、このアンケートの目的、そして1人でも多くのアンケートを回答くださいというふうにしなかったんですか。今の町長の答弁を聞いて思ったのでお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

全て新型コロナウイルス感染症のせいという形ではなく、という意味合いもあって、それ

それ齋賀議員のそういう設問もあってよかったのかと思いますけども。取りあえず、今まで現行にやってきた、31年度のアンケートのベースにした状態で、変わりはないかということを出していただいたものだと私自身は認識をしています。

ただ、そこには、今のそういう気持ちが入っていたこと自体はわからんべやと言われれば、大変そこは大変申し訳なく思っています。もう少し、その理由がわかればいいんですけども。ただ、私自身がそう思ってることだけであって、世の中の皆さんは、そんなふうには思っていないのかもしれない。そこら辺も、ちょっと見えないところでもあります。ただ、自分自身として、自分たちの動きも、自分たちがしてきたことも、やっぱり相当大きく変貌しているんだろうなど。今までそういう先を、どんどんどんどん見ながらやってきたこと自体が、やっぱり「これではもう変わっちゃったよ」という人もいれば、「いやいや、そうじゃなくてもっと前進すべきだよ」という多様な意見があるのかもしれない。

ただ、今回こういう形でアンケートを出させていただきましたので、もう手元から回収するってということもないので、何か危険物質を送ったわけでもないですから、今までどおりのアンケートをちゃんといただいた中で、我々がきちんと判断をしながら、また出てきた結果は、議員の皆さんにお知らせをいたしますので、このアンケートの件に関しては、そういう思いでやったということだけをお聞きをいただきながら、ご理解をいただければと思っています。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

この場にいる我々はそうわかりますよ。だけど、町民の皆さんは残念ながら、今の町長の思いはわかってない人いるわけですよ。いいですよ、町長皆に「町長、また頼むぞ」って町長任されてんですから、町長のやっぱり思いをここに書くべきだったなど。町長4年間よろしく頼むよと、町長についていくって、皆町民は、町長に今ついてるわけですから、今後そういうふうには思ってることがあるのであれば、やっぱり一言でも一行でも、町長の思いを載せていただきたいなというふうに思っています。

先ほどアンケートの集計だったんですけども、町長は業務の効率のために、アンケートを今までどおり業者に任せるといようなお話だったかと思うんですけども、私が思ったのは業務の効率化よりも、町民の皆さんが今仕事がない、仕事が欲しいって言ってんだから、アンケートの集計はね、町民の皆さんにこういうアンケート採ったんで、この集計をしてほしいと。そしたらそこに仕事がちょっとできるわけで、業務効率の観点からじゃなくて、私は何か仕事が欲しいという思いがある中で、こういうふうにお話ししたわけですが、どう思われますか。

町 長 野々村 仁 君

まさしく雇用の場を作る、働く場所のそれぞれの多様性のある働き方ができるという形の中の一つとしては、大変有意義なことだと思っています。我々も、パートさんを含めて、いろんな形で募集をさせていただいています。ただ、それは職種が悪いよって言われればそうかもしれないですけど、なかなか応募がなく、1年経っても2年経っても、いろんなその軽作業の部分に対しても、なかなか来ていただけないところがあって、それを集めるだけで、その時期に集めるだけで、今のところ苦慮しているところでもありますので、その辺は、効

率的にそういうところをお願いをしているというところで、今回も決めさせていただきました。

少しでも、そういう形で協力できる、もしくは会社とか、そういう組織で受けてくれるようなところがあったりすれば、またちょっと変わってくるのかもしれませんが、個別に3人募集します、4人募集しますっていうのは、なかなか見つからない状況が今もずっと続いている。働きたいんだけど働けないっていうのは嘘かって、こっちも思っちゃうぐらい集まっていただけないというところが現状であります。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。

わかりましたというか、そう言われればそうだなというふうに私も思うところなんですけど、でも私の思いとしては、何か町民の皆さんは、一つでも町のためにお役に立てる仕事があるんであれば、そういうのに参加したいという人はいると思います。まちのごみ拾いしても、あんなにたくさんの方が集まってくれるわけですから。そういう思いからお話したところです。

バイオガспラントのことについてお伺いします。

先ほど町長ね、今1度、バイオガспラントの推進、周知、そして、機運の熟成に努めたいんだという目的に、アンケート取るんだということでしたが、これ7年も経ってるんですけど、主に農家の方が中心だと思うんですけど、農家の人には機運が熟成していない。周知も行っていないと思ってるわけですか。これ今1度やるということは、今1度、またこれ7年前に遡って、また最初からこれまた7年の年月が使われていくわけですか。

町 長 野々村 仁 君

毎回、毎回お叱りを受けてるところでもございますけども、この丁度コロナ禍何かも含めて、3年ぐらいの中で、少しずつ大きく変化をしてまいりました。その部分をきちんと皆さんに周知をしていきながら、このバイオガспラントが、以前そうだったけども、そうだったのかと言ってもらえるような形で説明をしていくということで、あります。

それぞれ、今までも経費の問題等もありましたけども、それぞれ売電は出来ない設備に大きく関わってくるんで、こういうものしかないということから、先ほども答弁の中で、お話をしましたけども、いろんな形態、湿式から乾式までの出る、そういうバイオガспラントが出てまいりました。その辺の情報も、きちんとリークをした中で、判断をしてもらったら、もうこれ以上、どうにもならないねって、ご指摘のとおり、したらもうここはやめましょうという話になる話だと思ってますけど。その今まで現状動いてきたこと、補助額のこと、それから売電できること自体を総括して、皆さんに説明をしていきながら、バイオガспラントの説明を繰り返していきたいなと思ってるというところであります。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

また、答弁の中でね、町長はね、今言われた答弁の中にあつたような新しい情報で様々な選択枠がある。それが湿式、乾式のことを言ってるのかなと思うんですけども、それらも含めて、「150頭以上が一つの目安となります」というふうにアンケートには書いてある。町長の幌延町が今目指したのは、100棟前後の酪農家の皆さんが、どうだということだっ

たんですけども。100頭をやめて150頭。100頭でも、町長答弁の中で稼働してるところがあるっていうのは、やはり最初100頭で順調に稼働してるところがあるっていうふうな実例を出してですね、農家の方々に説明してみてもよかったですのではないかと思います。どうですか。

町 長 野々村 仁 君

実例は、5年前にきちんとここで来てもらって、講習会をしてますよね。実際そこはまだ未だかつて、継続してございます。してないわけではなくて、そもそも売電が出来ないというところが、皆さんのネックだったんじゃないかなってということだと自身は考えてますし、それにプラス費用がかかり過ぎる。町金出さんの俺ら出来るわけないというところが議論だったんじゃないかなと。そこを、それぞれの補助が変わってきてますし、今、斎賀議員もご承知のことかと思えますけど、カーボンニュートラル。北海道では、ゼロカーボンをうたっている。機運としては、まさしく環境に優しい、きちんと循環型の酪農ができる、SDGsの基本にのっとりた形が利用できるのは、このシステムじゃないかと言われてきている今の流れになってきているということですから、そこ自体でも、やっぱり大分大きく変わってる。

ただ、コストから考えると売電しようが何しようが、こういう150頭が汎用性、プロの方が書いてくれたんで、150頭だったんですけど、これ100頭でもいいよなんて書いたら、したら誰でもやったら100頭がいいのかって話になるんです。これも形態で、そういうことが出来ないっていう形もあるんで、そこは、汎用性があるのは150頭範囲が1番収支が合うよね。150頭から上は収支が取れるよねっていうことを汎用で使わせてもらって、斎賀議員がいつも言ってますけども、我々も最初から、このバイオマス都市構想に申請をしたときから、個別の形態もあるけども3戸4戸の集中型、またスーパーもありますという説明はずっとしてきてます。ですから、どの方向が皆さんの選択肢の中にあるかっていうこと。ただ、売電が出来ないって。ここでは、容量入れられないということが条件であったから、そしたら、低電圧で売らんなら個別しかないよねっていうことが、100頭になっていると。そこが変わって、今売電要領がこういうバイオマスやるときには、北電さんも引き受けてくれるかもしれないの流れになってきたと。

一時はノンファームで、契約金みたいに先に払っておけば、このぐらいの枠はくれますという話だったんですけども、そこ自体も少しずつ緩んできて、バイオマスをやるときには、ひょっとしたら、地区によっては結んでくれるかもしれないよねっていう可能性が出てきたということが、この2年間3年間の中で大きく変わってきていることの一つを情報化として流していくという、そういうことです。

議 長 高 橋 秀 之 君

斎賀議員、残り時間が6分となりました。簡単明瞭にお願いいたします。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

一つだけお伺いします。

今、その町長が時代変わったよねと。この新型コロナウイルス感染症で大きく変わったよねという話でした。令和2年の3月にバイオガスプラント基本計画策定に関わる調査業務で、

3つのモデルを出しました。トナカイ牧場とC牧場と100頭モデルということでね。その時一般質問した時に、この3つも出来ないんだと、1つのモデルを造りたいんだという話でした。

このとき何故これ併せて、この今調査で出来た資料を持って、農協説得するとか、農協にお話してくるんだという答弁もいただきました。何故この令和2年3月に出来た資料、6月の一般質問したんですけども、この3つのモデルから1つ選んで進んでいくっていう話が伸びなくて止まってしまったのか。それともまだ続いているのかをお伺いしたいのと。

それから7年ですから。もう7年で、このバイオには令和3年度については、まだ予算ですけどもね。3,300万の予算使ってやってきました。そして、この前の最新の企画政策課が出された資料によれば、農協の意見が、そういうのが出来たらいいねという答えでした。やはり地元のJAの協力がなくては、なかなか到底進んでいかない話だと思うんで、何としてもやっぱり農協のほうにも、もうちょっとご理解いただけるように、今までの調査資料を持って、また更なる説明をして、前に進んでいただきたいなと思います。

その2つについてお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

3つのプランの話がありました。それぞれ協議を進めていった中で、それぞれまた先ほど、新型コロナウイルス感染症のおかげで変わったって言いましたけども、違います。このバイオガスは新型コロナウイルス感染症のためでも何でもないです。これはカーボンニュートラルで、国が変化したんです。間違いなく新型コロナウイルス感染症でこういうふうにしたんじゃないですから。何でもかんでも一緒に新型コロナウイルス感染症のせいにしていただければと思います。

それぞれその3つの候補があったんですけども、それぞれ個別に、中心になってくれる農家さんだったり主体だったりということと協議をしたけど、そこがやはり中心になって動いてもらえなくなったり、世代が変わってしまって、いやいやうちでは重荷は背負えないねという話になったりということと、そこは進まなかった。その時点では今の売電の話とか、そういうことが一切なかったところでもあります。

もし、どういう形で進むかということ自体は、どっかでほかにプランがあれば進められたんですけども、その説明が、今度は個別の農家自体で、コンサルを連れて歩いて説明に行く時間がとれなかったっていうのが、そこから新型コロナウイルス感染症の話しになっていくだけです。そこを単純に言ってもらったら、新型コロナウイルス感染症のせいで国が変わったっていう話になりますんで、そこだけ間違わないようにしていただければと思います。そこで話が出来なくて、今までこういうふうになってきたということが一つの原因だと思っております。

今度、農協さんにもちゃんとお話をしていたら、その個々の経営の中で、それをやったことによって、どんだけ利潤があったり、その債務の状況がどうかという話になったら、私たちは、経済の中になかなか立ち入れない話です。やれる農家をしたら抽出してくださいっていう話にもならないですから。やっぱりそこそこにそれぞれ合点がいかない。だけど、やっぱり今後こういうふうになるよねっていう話は、うちの担当のほうでも、コンサルのほ

うでも一生懸命農協のほうには、お話を、説明をさせていただいております。一生懸命。多分、農家さんも、何か施設替えたいね、牛舎やりたいねって多分一生懸命言ってるんだと思いますけども、その成果と同じで、何ともう明るい目を見なかったというところが、現状だと。もっともっと、これからは先ほど言った、売電の範囲も広がりましたし、そこは農協さんに、もっともっと明るく、こういう形で、こうだということを担当のほうにもお話をしながら、進めていければと私どもも思ってますし、7年かかって、そんだけ金使ったんだぞ、無駄だぞって言われるのがいいのか。今後、持続的に酪農経営をやっていくときの環境負荷だったり、このふん尿問題、河川を汚す、どうのこうのというこの問題、またCO2を吐き出す。そういう発酵性のもの自体を野積にしておいていいのかとかいうのも含めて、今後の酪農情勢がどのように変わっていくか、我々もよく注視をしていかなければならないんですけども、最終的には、そういう発酵するものを利用して、きちんと消化液として撒いたところで、大きな害になることはない、完全に土地に還元していけるという形になるこの方法っていうのは、理想像かもしれないけども、将来そうなってほしいなという私の願いでもありますので、今まで調査に多額のお金をつぎ込んだということで、お叱りをいただきますけども、一つ設備をすることによって、億の金が動く話ですから、そのためには、やっぱりきちんと後戻りがしなくて、後々両面泣かないために、一生懸命この部分は調査をしながらいいことであるんだけども、進めなければならぬ施策の一つだと思ってやらせていただいています。

その判断を早くすれということであれば、その時期も今後見定めて進めなければならぬんですけども、農家一人一人の皆さんの機運が今こういう時代で、このふん尿に対して、どう対処していくか。やっぱりそこはもっと真剣に生産者の皆さんとも、きちんと話をしていかなければならない一つの項目だと私自身も自負をしております。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、3番齋賀弘孝君の質問を終わります。

続いての質問を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

7番西澤裕之です。通告どおり質問をいたします。

幌延町深地層研究センターの重要性について。

幌延深地層研究の確認会議において、深度500mにおける研究の実施に関し、検討された結果、研究の必要性、研究課題の範囲、研究工程について確認されました。令和5年度に掘削が開始する予定とのことであり、新たな経済効果に期待をしております。

懸案事項であった深度500mまでの掘削と研究が動き出そうとする中、幌延深地層研究センターを所管する萩生田文部科学大臣（当時）が、9月中旬に同センターを視察しております。町長と会談したとの報道があり、その内容について伺います。

国が策定した第6次エネルギー基本計画に、幌延に関する記述があると聞いておりますが、どのような内容なのか。また、町はどのように評価しているのか伺います。

以上です。よろしく願いいたします。

町 長 野々村 仁 君

西澤議員のご質問にお答えします。

1点目の萩生田文部科学大臣との会談内容に関するご質問については、定例会冒頭の行政報告と重複いたしますが、改めてお答えいたします。

9月15日に萩生田文部科学大臣が幌延深地層研究センターを視察された際、視察前段に15分ほどお時間をいただき、高橋議長同席のもと、大臣と意見交換をさせていただきました。

私からは、本町がこれまで三者協定に基づき幌延深地層研究計画の推進に協力してきた経緯をお伝えしたうえで、引き続き深度500mでの研究を通じて、地層処分研究開発における安全性評価技術の信頼性向上、また、幌延深地層研究センターを地層処分に関する知識の普及や情報提供の場として存分に活用いただくことをお伝えいたしました。

萩生田大臣からは、研究協力への感謝の意に続き、幌延深地層研究センターを中間貯蔵施設や最終処分場にすることなく研究を推進すること、また、三者協定遵守のもと、安全かつ信頼性の高い処分技術の確立に向けて研究を進めることを改めてお約束いただきました。

文部科学大臣が幌延深地層研究センターを視察のうえ、三者協定遵守について改めてお約束いただいた大変貴重な機会となりましたので、先ほど、行政報告をさせていただきました。

2点目の第6次エネルギー基本計画における記載内容に関する質問ですが、本計画は、国が定めるエネルギー政策の基本方針を示したもので、第6次計画においては、特に2050年カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すことを重要テーマに掲げ策定したもので、本年10月22日に閣議決定されております。

幌延に関する記載につきましては、計画中、2050年を見据えた2030年に向けた政策対応の項目における原子力政策の再構築を図るうえにおいて、対策を将来へ先送りせず、着実に進める具体の取組の一つに掲げた高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組を抜本強化するうえでの方策の一環として記載がございますので、関係部分を抜粋して申し上げます。

「高レベル放射性廃棄物の地層処分に関し、技術的信頼性に関する専門的な評価が国民に十分に共有されていない状況を引き続き解消していくことが重要であり、国、NUMO、JAEA等の関係機関が全体を俯瞰して、総合的、計画的、かつ効率的に技術開発を着実に進める。この際、幌延の深地層研究施設等における研究成果を十分に活用していく。」と記載されております。

町といたしましては、国の方針について評価する立場にはないものの、エネルギー基本計画に幌延の深地層研究施設の文言が記載されるのは今回が初めてのことであり、国が前面に立って取組を進める高レベル放射性廃棄物の最終処分事業を推進するうえで、幌延深地層研究計画の研究成果が担う大きな役割及び重要性を改めて認識できる内容であると受け止めておりますし、率直に喜ばしいことであると感じております。

町といたしましても、引き続き、三者協定順守のもと、幌延深地層研究計画の推進に最大限協力してまいりたい所存です。

7 番 西 澤 裕 之 君

答弁を聞いて、幌延深地層研究計画及び幌延深地層研究センターの役割と重要性を改めて

認識いたしましたし、町が深地層研究計画とセンターの重要性について考えていることや、今後もその計画に最大限協力していくという言葉をお聞きしましたので、再質問は特にありません。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、7番西澤裕之君の質問を終わります。

以上をもって、通告を受けた一般質問は、すべて終了しました。

ここで、13時30分まで休憩します。

(11時45分 休 憩)

(13時30分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6 議案第1号「幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第1号「幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、本条例において規定する出産育児一時金について、産科医療補償制度の改正により、掛金相当額である加算金が減少することから、一時金の総額を現行支給額に維持するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、配布しております新旧対照表と併せてご覧願います。

第6条の改正についてですが、現在、幌延町国民健康保険では、出産した被保険者に対し、出産育児一時金として40万4千円に、産科医療補償制度の掛金相当額である加算金1万6千円を加算し、総額42万円を支給しております。

この度、産科医療補償制度の改正により、令和4年1月1日から、掛金が1万2千円に引き下げられることに伴い、掛金相当分として支給しておりました、規則で定める加算金が4千円減額となりますが、国としては、出産育児一時金の総額を42万円に維持する方針であることから、幌延町国民健康保険におきましても、出産育児一時金の額を4千円増額して40万8千円とし、加算額を合わせた総額が42万円となるよう改正するものであります。

次に附則であります。この条例は令和4年1月1日から施行することとしております。

以上、議案第1号「幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

3番斎賀です。

40万8千円っていうのは、被保険者に対してなので、双子を産んだ場合でも、この金額ということになるんですか。

議長 高橋秀之君
暫時休憩します。

(13時33分 休憩)

(13時36分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

住民生活課長 古草 勝君

ただいまの質問にお答えいたします。

複数の胎児を出産した場合には、その胎児1人に対して、42万円の支給が最大になります。ただし、1回の分娩で双子、三つ子と生んだときには、かかった費用がそれを上回らなければ、その分が病院のほうに支払われるという形になりますので、42万円が自分のところに支払われるということではなくて、うちから直接病院のほうに支払う額の限度額が1人当たり42万円という形でなると思います。

議長 高橋秀之君

よろしいですか。

(齋賀議員「はい」)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号「幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古草 勝君

議案第2号「幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、本条例において引用している法律の改正等に伴い、関連する条項等の整理を行うものであります。

それでは、配布しております新旧対照表と併せてご覧願います。

第2条第1項第2号では、児童福祉法において規定する児童相談所の引用について、第15条から第12条へ、第4条第2項では、基本利用料の引用について、第2条第5項から第2条第6項へ、それぞれ改正するものであります。

次に附則であります。この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第2号「幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第8 議案第3号「幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第9 議案第4号「幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号及び議案第4号を一括議題といたします。

議案第3号及び議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上貴紀君

ただ今、一括上程されました、議案第3号「幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第4号「幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、子ども・子育て支援法に規定する、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに児童福祉法に規定する、家庭的保育事業など、それぞれの運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、関連条例を改正しようとするものであります。

国の基準の一部改正の主な事項につきましては、地域型保育事業者による保育の提供終了後について、様々な対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることが出来る場合には、保育が適正かつ確実に行われ、継続的に保育の提供がされるよう、適切に確保しなければならないとされている連携施設の確保は不要とする規定が追加され、加えて、保護者の疾病や障害等により家庭において養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型

保育が実施可能であることが明確化されました。

また、地域型保育事業者による保育を利用する保護者の利便性向上や、事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等における書面などの作成、保存、保護者等への説明等のうち書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されるものについて、電磁的方法による対応も可能である旨が規定されました。

改正前の町の条例は、国の基準どおりの基準で条例を定めておりますので、この度の2条例の一部改正つきましても、改正された国の基準どおりの改正をしようとしております。

なお、これらの条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、議案第3号及び議案第4号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第3号及び議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号「幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第5号「幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度、旧過疎法である過疎地域自立促進特別措置法が本年3月31日をもって失効したことに伴い、本町において制定しておりました、特定事業用設備新設等地域活性化に関する条例も併せて失効となっておりますが、同日、新過疎法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布されたことに伴い、新たに幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を制定しようとするものです。

第1条では、条例の趣旨を規定しており、幌延町過疎地域持続的発展市町村計画に基づき、計画に記載されている産業振興促進区域内において、製造業等特定の業種に係る設備の取得等をした者に係る、固定資産税の課税免除について必要な事項を定めております。

第2条では、課税免除の範囲を規定しており、第1項では、総務省令で規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除することができる旨を、第2項では、免除期間について、固定資産税を課税すべきこととなる最初の年度

から3ヵ年と規定しております。

第3条では、課税免除の申請について規定しており、課税の免除を受けようとする者は、町長に申請しなければならない旨を規定しております。

第4条では、課税免除の取消しについて規定しており、第1号から第4号までの各号のいずれかに該当するときは、課税免除の取消しや免除された固定資産税を納付させることができる旨を規定しております。第1号では、偽りその他不正の行為により課税免除を受けたとき、第2号では、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき、第3号では、町税を滞納したとき、第4号では、第1号から第3号に掲げるもののほか、町長が特に不相当と認めたとときと定めております。

第5条では、この条例を施行するために必要な事項は、規則に定めるものとする旨の委任規定を定めております。

次に附則であります。第1項では、この条例の施行日を公布の日からとし、適用日を令和3年4月1日からとしております。

第2項では、幌延町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例別表2において、旧条例である特定事業用設備新設等地域活性化に関する条例の文言を、新条例である、幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例に改める規定としております。

以上、議案第5号「幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号「幌延町地域公共交通活性化基金条例の制定について」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

議案第6号「幌延町地域公共交通活性化基金条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度の基金条例の制定につきましては、旧国鉄羽幌線の廃止により、昭和61年度に国鉄清算事業団から特定地方交通線転換交付金1億1,579万円が交付されたことに伴い、

国鉄羽幌線代替輸送確保基金条例を制定し、主に生活交通路線等維持費としての沿岸バス支援、高齢者交通助成であるハイヤー助成、地域公共交通運営をしている間寒別地区地域交通などに要する経費に充てるため、取り崩して運用しておりましたが、令和3年度末の決算見込みでは、全額を取り崩す予定となっております。

ご説明しました経費につきましては、今後も継続した事業として必要となってくることから、持続可能な地域公共交通を図っていくための財源として、新たに幌延町地域公共交通活性化基金を制定しようとするものであります。

それでは条文に沿って説明します。

第1条は、設置目的で、本基金は将来にわたり町民が安心して利用することができる持続可能な地域公共交通の実現に向けた施策の財源とすることを規定しています。第2条は、積立金の額を。第3条では、基金に属する現金の管理を。第4条では、運用から生じる益金の処理を。第5条は基金の処分方法。第6条では繰り替え運用を。第7条は基金管理の委任について、それぞれ規定しております。

附則第1項では、施行期日を公布の日からとし、第2項は従前の幌延町国鉄羽幌線代替輸送確保基金条例の廃止する規定であります。

以上、議案第6号「幌延町地域公共交通活性化基金条例の制定について」の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号「基金に属する現金の運用の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第7号「基金に属する現金の運用の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

近年の金融情勢により、低金利状態が続いているなか、歳計現金の預金利子や基金の積立金利子収入が年々減少しております。

町では、地方自治法の趣旨を鑑み、最も確実かつ有利な方法によって基金を保管していくため、既に財政調整基金及び減債基金の現金で債券を購入し、運用益の増収を図っておりま

す。

現在、一般会計に属する基金条例が12件存在しており、そのうち4件の基金条例には、基金の現金を確実にかつ有利な有価証券に代えて運用することができる旨、規定されているところではありますが、公金の安全性と流動性を確保し、効率的に管理及び運用を図るため、令和4年度から一般会計に属する基金の一括運用を開始する予定でありますので、お手元に配布しています議案掲載の残る8件の基金条例においても、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実にかつ有利な有価証券に代えることができる旨の1項を追加し、複数の基金を効率的に運用しようとするものです。

なお、債券の管理、運用については、運用の上限額を基金合計額の30%以内としており、10年以内の債券運用とするなど、幌延町公金の管理及び運用に関する要綱の制定と方針などを制定し、適切な管理、運用を図っております。

以上、議案第7号「基金に属する現金の運用の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

4番 植村敦君

基金を利幅の少しでも良い有価証券を買い入れるということでございますけれども、有価証券といろいろあると思うんですけども、どのような有価証券を想定されているのかお聞きします。

総務財政課長 藤井和之君

大切なお金でございます。有価証券といっても公的なもの、民的なもの、2種類以上あると思いますが、最も地方自治法でうたわれているような、安定した、安心して債権の運用ができるような規定がされてますので、国債、もしくは北海道債、都道府県債、幌延町でいうと北海道債というような、そういうところで限定して考えております。

4番 植村敦君

恐らくその辺だろうなというふうな感じはしてはございますけれども、国債等も長期の国債、短期国債、それから都道府県でも、やはり県の財政上によって、利幅がそれぞれ違うという事もあるかと思います。

幌延は北海道債ということだと思いますけど、利率からいくとあまり高くないのかな、安定はしてるんで、それはいいんですけども。そういったその他県の発行債も購入できるのか、自治体としてできるのか。国債は大丈夫と思うんですけども、その辺はどういうふうな考えなんですか。

総務財政課長 藤井和之君

都道府県債って言ったのは、債権の種類のことをご説明ただけでございまして、幌延町の場合は北海道債ということになるかと思えます。

おっしゃるとおり利率については、やっぱり年度ごとに変動がございます。ですから、先ほど提案理由でもご説明しました30%以内ですとか、10年以内の債権ということについては、ある程度の利率の有利性を鑑みての年度設定をしまして、その年度ごとに判断をしていくというような考えでございますので、全て30%以内を債券運用ということにはなら

ないということにも思っています。

ですから、利率の状態、金利情勢のこれからの変動、それぞれを考えながら、そういった定期預金に積み立てられているようなものを債券の運用として、利率で有利な運用益を得ようという考えでおりますので、全てを行うわけではないということをご理解ください。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号「令和3年度 幌延町一般会計補正予算(第5号)」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第8号「令和3年度 幌延町一般会計補正予算(第5号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、こざくら荘支援事業の増、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増、燃料費の高騰による各公共施設の燃料費及び除雪業務委託料の増、職員の人事異動等による人件費の精査、それ以外のものについては、今年度実施している各事業の決算見込みの精査による補正が主なものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3,536万円を減額し、歳入歳出それぞれの予算総額を45億7,616万9千円にしようとするものです。

第2項、第1表歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、13款使用料及び手数料876万4千円の増、15款道支出金3,683万4千円の減、18款繰入金800万円の減、19款繰越金513万1千円の増などで、歳入合計3,536万円の減額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款総務費911万4千円の減、3款民生費2,644万1千円の減、4款衛生費2,657万6千円の増、6款農林水産業費3,236万3千円の減、8款土木費784万7千円の減、12款公債費2,246万5千円の増などで、歳出合計3,

536万円の減額補正です。

第2条債務負担行為ですが、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為については、大家畜経営の体質強化と安定的発展を目的とした大家畜特別支援資金の借入金に係る利子補給で、事項として令和3年度大家畜特別支援対策事業利子補給。期間が令和4年度から令和28年度まで、限度額は26万1千円です。

第3条地方債の補正ですが、6ページをお開きください。

第3表地方債補正については、事業費の精査等によるもので、既定の地方債限度額の合計6億4,660万円を6億4,520万円に補正するものです。

地方債の限度額を補正する主なものは、問寒別地区農業用水道施設改修事業1億1千万円を1億1,310万円に、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業4,030万円を3,730万円に、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業5,160万円を6千万円に、こぞくら荘LED化改修支援事業3,150万円を2,550万円に補正するものです。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

始めに歳出ですが、各科目に計上しています職員の人件費については採用や退職、人事異動等による人件費の精査による補正となっております。

34ページをお開きください。

2款1項2目自治振興費の情報通信施設運営事業では、道営事業の実施により、電柱の移設に伴う光ケーブルの移設に要する経費を計上していましたが、電柱の移設が行われなかったため、電柱添架移設業務546万7千円の減、エネルギー関連情報収集事業では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、エネルギー関連施設見学会の実施を見送ったことにより843万2千円の減です。

36ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費の庁舎管理費では、燃料費の高騰により燃料費151万6千円の増、職員住宅管理費では、入居替により修繕が必要な住宅が見込まれるため、修繕料200万円の増です。

42ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の国民健康保険診療所特別会計繰出金では、国民健康保険診療所特別会計の決算見込みの精査により、国民健康保険診療所特別会計への繰出金1,752万6千円の減です。

3款1項3目老人福祉費の介護保険特別会計繰出金では、介護保険特別会計に属する職員の人員配置を5名から4名に変更したことなどにより、介護保険特別会計繰出金1,529万1千円の減です。

こぞくら荘支援事業では、厨房の調理員の確保が困難なことから、食事提供体制の整備などに要する運営費等の支援として624万2千円の増です。

48ページをお開きください。

4款1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業では、3月までに実施する3回目のワクチン接種の実施に要する経費等で577万6千円の増です。

4款1項4目環境衛生費では、斎場の臭気対策及び車椅子利用者の利便性の向上を図るた

め、斎場補修事業74万3千円の新規計上です。

50ページをお開きください。

4款1項5目保健施設費の幌延町立歯科診療所運営事業では、歯科診療報酬の増などにより912万9千円の増です。

52ページをお開きください。

6款1項2目農業振興費の中山間地域等直接支払事業では、交付金の交付対象面積の確定により2,115万3千円の減です。

56ページをお開きください。

8款2項1目道路維持費の道路維持管理費では、道路横断管の修繕料400万円の減、次のページになりますが、燃料費の高騰により除雪業務の予算不足が見込まれるため775万5千円の増などで、道路維持管理費244万2千円の増、道路補修事業では、工事完了による事業費の精査により232万1千円の減です。

60ページをお開きください。

8款3項2目下水道費の下水道事業特別会計繰出金では、下水道事業特別会計の決算見込みの精査により580万6千円の減です。

8款4項1目住宅管理費の公営住宅管理費では、3月までに新たに入居が見込まれる住宅の修繕料として370万円の増です。

64ページをお開きください。

10款4項2目生涯学習センター費では、ポーチの天井ガラスが破損したため、早急にガラスを交換する必要があったことから、現行予算で対応したことにより、今後の施設管理に要する電気料の予算不足が見込まれるため、光熱水費140万8千円の増です。

66ページをお開きください。

10款4項7目体育館費の体育館管理費では、燃料費の高騰により燃料費138万5千円の増などで、体育館管理費234万4千円の増です。

68ページをお開きください。

12款1項1目元金では、令和2年度に借入れた地方債の償還年数の見直しと一般単独事業債の繰上償還等により2,399万5千円の増、2目利子では、令和2年度に借入れた地方債の利率が見込んでいた利率よりも低率だったことにより153万円の減です。

次に歳入ですが、24ページをお開きください。

13款1項2目衛生使用料では、歯科診療報酬が当初の予定を上回ることが見込まれるため、歯科診療報酬913万7千円の増です。

14款1項3目衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の財源として843万8千円の増です。

26ページをお開きください。

14款2項4目土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス補助事業の決算見込みによる精査で、道路橋梁費国庫補助金1,411万4千円の減です。

15款2項4目農林水産業費道補助金では、中山間地域等直接支払事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業等の精査などで、農業費道補助金3,060万9千円の減です。

28ページをお開きください。

18款1項5目繰入金では、道路横断管修繕料及び道路補修事業の財源として公共施設等整備基金を充当していますが、工事完了による事業費の精査により、公共施設等整備基金繰入金800万円の減です。

19款繰越金では、収支不足の財源として、繰越金513万1千円の増です。

令和2年度決算における繰越額については、繰越明許費分を除いた純繰越金が1億4,124万円7千円であることから、繰越金の現行予算額と今回の補正財源を除きますと5,219万1千円が今後の留保財源になります。

30ページの21款町債につきましては、第3条地方債の補正で説明していますので省略いたします。

以上、議案第8号「令和3年度 幌延町一般会計補正予算（第5号）」の提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

3番 斎賀弘孝君

61ページ、8款土木費で住宅管理費、公営住宅の修繕料370万。3月までに入居する方があるので、修繕することなんですけども、この修繕では何を修繕されるのか、お伺いします。まず最初に。

建設管理課長 島田幸司君

公営住宅の修繕費に関しましては、今入居している住宅を退去され、後に修繕が必要なところは修繕をするというような、公営住宅の修繕については、そのような手順で修繕を行っています。

今回の補正につきましては、今、当初予算で要求しております公営住宅の修繕料を要求しておりましたけれども、その金額を上回る入退去がありまして、入退去によっては修繕が必要ない住宅もちろんありますし、必要なところもあります。

当初予算の公営住宅の修繕料、今年度につきましては、当初予算の修繕料に近い修繕が、今までの入退去でありましたので、今後見込まれる入退去については今の現状の公営住宅の修繕予算では足りない状況ですので、今回修繕に係る予算を、補正予算として要求させていただきました。

3番 斎賀弘孝君

わかりました。

ですから、何を修繕するのかということをお聞きしたかったんです。何を修繕するのかをお聞きしたかったので、改めてお伺いします。

建設管理課長 島田幸司君

ちょっと繰り返しの部分にもなるかもしれないんですけども、今空き住宅になっていて修繕をしなきゃいけない住宅も何戸かあります。そちらにつきましては、一部フロアの張り替えですとか、壁、クロスの張り替えですとか、あとはボイラーがついている住宅については、そちらのほうも耐用年数を迎えていますので、そちらのボイラーの修繕も必要になってくるというふうに考えてます。

3 番 斎賀弘孝君

フロアとかクロス、ボイラーっていうのはわかったんですけどね。建設屋さん頼んで修繕してもらおうかなと思います。

例えばボイラーありますよね。ボイラーはこちらで用意して、これを設置してくださいというふうにはいかないのでしょうか。誰か他所の建設屋さんをお願いして、ボイラーとか全部用意してやってくださいという見積りが出てきたら、と思うんですよ。その前にこちらでボイラーは、このボイラーを使ってとにかく修繕してくださいというふうにして、修繕をすることが出来ないかをお伺いします。

というのは、ボイラーでも、お風呂でも何でも物を修繕したときに、業者から見積りが出てきたら、そのまま費用ですねというふうに見ると思うんですよ。そのボイラーが今言った市場価格いくらするのか、きちんと調べてみたほうがいいのではないかなと思うので、そのような質問をしたところです。どうでしょうか。

建設管理課長 島田幸司君

ボイラーにつきましては、今公営住宅に設置しておりますメーカーがノーリツのボイラーが当初から設置されているんですけど、一応そちらのノーリツの宗谷管内ですとか、留萌の一部も入っているというふうに聞いてますが、稚内のアートホームサービスというところが、メーカー指定の補修の会社となっております。

で、ノーリツに電話したとしても、稚内のアートホームサービスというところが修繕に来られるんですけども、ボイラーについては、そちらのメーカーさんのほうで、ノーリツさんの指定になっているメーカーさんのほうで設置をしていただいているというふうになります。

ですから、公営住宅の修繕を、例えば地元の建設業者さんをお願いして、その中でボイラーを設置してくださいということではなくって、繰り返しになりますけど、アートホームサービスさんのほうには、ボイラーの修繕並びに耐用年数を超えた部分の、入替えについてはお願いしているということです。

議 長 高橋秀之君

ほかにはありませんか。

4 番 植村敦君

3点ほどお聞きします。

まず43ページの国民健康保険診療所の繰出金ですけども、大きく1,700数十万という減額になっております。これ診療所の収入が上がったんで、この金額になったということなのか、収入にはいろんな国からの補助金等々も入っていると思うんですけども、どのような

理由でこのような大きな額が減額になっているのか、まず1点お聞きします。

副町長 岩川実樹君

診療所の特別会計のところでもお話することになるかと思えますけども、今回ですね、診療所の補正でですね、大きく外来診察料が900万ぐらい増えました。それは、事情があるんですけど。それと新型コロナウイルス等の予防接種に係る診療受託料も580万ほど増えておりますので、それ等が増収分があるので、差引き一般会計からの繰出金ってのは、出さなくてもいいようになったということで減額になったというのが、ちょっと大ざっぱお話ですけど、そういう形になります。

4 番 植 村 敦 君

農林水産費なんですけども、53ページ、中山間地域の直接支払事業。これも大きく2,100万減額になっております。先ほどの説明ですと、対象の農地の確定がされたんということだったんですけども、確か今年度からでしたか、中山間の事業の対象が、国の会計検査等で今まで認められたものが認められなくなったというようなお話も聞いております。そのような関連で、このような大きな減額になったということではなくて、単に面積の確定だけなんでしょうか。

産業振興課長 山本基継君

従来の中山の面積要件のデントコーンの作付が除外になったのと、あと所得要件というのがありまして、札幌市の平均所得の500何十万円を超えた農業者の方の交付対象面積というのが除外されるような形になっておりますので、その分の面積を差し引いて、このような面積になっております。

4 番 植 村 敦 君

ということは、今まで認められた事業はいいんですけども、その対象者がその所得要件によって認められなくなった部分が出てきたということなんでしょうか。

産業振興課長 山本基継君

そのとおりでありまして、所得要件を超えるものが17名おりまして、その人の交付対象面積、農地の面積を落とした形になりまして、このような額になっております。

4 番 植 村 敦 君

もう1点、最後にかかります。

65ページの教育費の関係ですけども、学校関係の燃料費。この65ページの1番上段の25万9千円増という、これが学校関係の燃料費なんでしょうか。

教育次長 伊藤一男君

議員の質問にお答えいたします。

25万9千円っていうのは、光熱水費ですので、こちら電気代とかになります。燃料費のほうは、上の67万7千円ということでございます。よろしく申し上げます

4 番 植 村 敦 君

段、間違えてました。67万7千円ということですね。

町の大きな施設等々で、この燃料費の高騰ということもあって軒並み、体育館もそうですけども100万円台の増額をされているということで、小学校中学校、2つ合わせると結構

な面積になると思うんですけども、暖房の費用になると思うんですけども、この67万7千円で、十分、燃料の高騰に対応して3月まで大丈夫だということなんでしょうか。

教育次長 伊藤 一 男 君

これまで使った額、それから今後見込額ということで算定させていただいて、この金額でということ。こちらのほう中学校費になりますので、体育館のボイラーの重油代。それから、あとは軽油とガソリンっていうのは、芝刈機とかもう夏のほうで終わったものですので、これからかかる部分というのが、その体育館のボイラーの重油代という形になりますので、その部分で今後の見込額を算定したところ、この67万7千円のうちの40万程度補正すれば、燃料費のほうที่足りるような算定で、この額で出しております。

議 長 高橋 秀之 君

ほかにありませんか。

7 番 西澤 裕之 君

37ページの職員住宅管理費についてちょっとお伺いをいたします。

確認したいことなんですけれども。会計年度任用職員の方、それと地域おこし協力隊の方は、この職員住宅に入居することができるのでしょうか。その確認をお願いします。

総務財政課長 藤井 和之 君

基本的な考え方は入居出来ます。可能です。

ただ、やっぱり一般職の採用の予定というか、試験を受けていただいて、採用予定があるということになると、ちょっとごめんなさい。優先順位が下がりますということになるかと思えます。

また、地域おこし協力隊については、職員住宅に入ってもですね、3年間というような縛りもあるので、そういう考えからすると、ちょっとまたそれも優先順位がちょっと下がるかなっていうふうにはなりますけども、基本的にはもし長期間空いているのであれば、入居可能というふうには考えております。

議 長 高橋 秀之 君

ほかにありませんか。

3 番 斎賀 弘孝 君

43ページ、民生費の老人福祉費で、こざくら荘の支援補助金についてお伺いします。

先の委員会でこざくら荘運営費支援事業で1,012万9千円の増。これは運営費に厨房の管理栄養士さん入れて4人。1人やめられるので3人になるけども、人数が少なくなるので、ここで外部委託して年間800万必要だということで、委員会で説明がありました。そのほかに厨房機器の使用に280万要するという説明がありました。この厨房機器、名目が上がっていましたが、これは町内で購入できるものなのか。検討しているのかどうか1点と。

それから運営費の800万外部委託。弁当が来るんじゃなくて職員が来るんだろうと思いますが、職員さんは最終的には一体こざくら荘何人いれば、現在1人やめられたら、2人しか残らない。管理栄養士さん入れたら3人。何人の方が厨房をやれば、十分休みも取れて、能率よく仕事ができるのか。この800万は1人分なのか2人分なのか、分かる範囲内で教えていただきたいです。

保健福祉課長 村上 貴紀 君

ただいまの質問ですけれども、厨房機器の導入につきましては、町内事業所からの導入というところについては出来ないようなものと、こざくら荘の方からは確認をしております。

ただ、こざくら荘のほうについては、導入等についても見積り合わせ等を行いながら、実施するというような事になろうかと思っておりますので、その選定業者については、町外の業者ということになろうかと思っております。

また、厨房職員の数ですけれども、元々こざくら荘で今現在におきましても、通常の業務体制を行う上で必要な数というのが、正職、パートを合わせまして5名が必要という形でやっております、こちらへ委託した場合についても、それぞれ5名での積算という形での年額ということでの積算になっております。

ただ、5名がいなければ委託先で出来ないかということになりますけれども、こちらについては、職員が最低3名いれば、何とか食事の提供は可能というふうに聞いておりますので、今いる職員プラス1名が受託側のほうで確保できれば、食事提供が継続できるというふうに確認をしております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

職員が確保できるかどうか、その委託先が決まらなるとわからないことだと思うんですけども、決まらない場合は、最悪どんなふうな状態を想定しているのかということと。

あと、職員の人件費、この委託業者は年間800万ということは、今日から来年の今日までのこの800万なんですか。3月までの予算ではなくて、年間800万というから、丸々本当に1年の予算ということでもいいんですか。

併せてこのこざくら荘の支援設備で383万7千円減。LED化のやつで減だと話しておりましたが、LED化やりたいところ全てこざくら荘はやって、これだけ残したのか、残して支援をもらうようにしたのか。そこら辺をお伺いします。

保健福祉課長 村上 貴紀 君

先日の常任委員会でご説明させていただきました、年間800万円程度の運営費が増えるというようなお話をさせていただきましたけれども、今回の補正予算につきましては、2月から委託を開始したとして2月、3月、2ヵ月分の経費。それと、厨房機器の導入経費というところでの運営補助という形で、補正予算のほうを計上させていただいております。

LEDの電気設備の減につきましては、施設側のほうのLED化が必要とされる部分については、全て工事した上で、実績としての減額という形になっております。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

(齋賀議員「はい」)

ほかにありませんか。

1 番 高 橋 秀 明 君

37ページなんですけども、ふるさと応援推進事業、総務費ですね。この中193万7千円増になってるんですけども、7番、10番、11番と記念品、消耗品費。この一つ一つについて、ある程度わかってる分を教えていただきたいと思っております。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまのふるさと応援推進事業の補正の概要につきまして、ご説明いたします。

記念品、こちらは返礼品を購入する金額でございます。

次に消耗品費、こちらについては、返礼品を梱包する資材、また、お礼状等のコピー用紙にかかる費用でございます。

次に広告料でございますけれども、こちらは、新聞記事に広告を載せるための費用。

通信運搬費に関しましては、返礼品を郵送する送料。

手数料につきましては、カード決済にかかる手数料でございます。

最後に使用料については、現在、幌延町はふるさとチョイスと楽天ふるさと納税のサイトを使用しておりますので、こちらの使用料が計上しているものでございます。

1 番 高 橋 秀 明 君

収入のほうはちょっとまだ見てみてないんですけどもね。そしたら、ふるさと納税そのものが結構増えてきたと思ってよろしいんでしょうか。それだけお答えください。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ふるさと納税の収入状況につきましては、当初予算の見込みから15%ほど増額の補正をさせていただいております。

実際の動きとしてはまだ途中ですので、11月末ぐらいでは、約3割ぐらい増えてはいるんですけども、商品が早く出る寄附のタイミングもあろうかと思っておりますので、少し固く予算のほうは見ております。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

7 番 西 澤 裕 之 君

43ページ、先ほど同僚議員が質問いたしましたが、こざくら荘の運営費の支援事業で、委員会での説明で800万の支援と厨房機器で200万幾らという支援があったので、載ってる1千万がそうかなというは話が、さっきの同僚議員の話だったんですけども。課長の答弁だと、その人件費にかかるのは2月、3月の2ヵ月分で、あと、厨房費は270万が丸々入ってますがっていう話で、残りのそれを差し引いた運営費の支援っていうのは何かというところの説明をお願いいたします。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

先日のまちづくり常任委員会のほうで、令和3年度の積算の部分での資料も提示させていただいておりますけれども、支出のほうでの部分につきましては、事業活動のほうでの稼働率が下がったことによる収入の減と、あと収入減で当初見込んでいたものよりも1,600万円ほど下がる決算見込みだということ。あと、事業活動のほうでの支出の部分で、重油単価の高騰によって20万円ほど燃料費での増額ですとか、あと厨房のほうでの外部発注に伴う2ヵ月分の増額については2ヵ月で、約25万円ほどの外部委託への経費という形になっております。その差引きでの1,080万円ほどの増額という形になっております。

それに加えて、その他の収入の部分も、福祉有償運送等でのその他収入等も含めて総体的な収支差額として、運営費支援事業の中で約1千万円の増額ということになったところ

でございます。

議 長 高 橋 秀 之 君
ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

5 番 無量谷 隆 君

37ページの職員住宅の修繕で200万ということでもありますけれども、この中で同僚議員も言われてるかもしれませんが、この戸数的に何戸程度補修されるのか。あるいは、職員の収入ですね、部分に入ると思うんですけれども、収入と家賃の収入ですが、これ職員が一律なのか、あるいは所得に応じた収入で徴収してるのか。その辺確認したいのと。

あと、23ページですか。持家住宅っていうことで、一律5千円ってことになってんですけど、これ月額なのか、あるいは年額なのか。その辺教えていただきたいと思います。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

まず職員住宅の修繕の関係なんですけれども、今回補正させていただいた補正予算の金額の中で大きくウエイトを占めているのが旧院長住宅ですね。栄町のほうにある院長住宅のほうの修繕で約125万円ほどの修繕を今後予定しております。それ以外につきましては、今後出入り、職員の入居替えが見込まれることから、それに対する修繕の予算となっております。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

職員住宅の家賃の関係でございますけれども、職員住宅の家賃の算定に当たっては、公宅基準という算定基準というのがありまして、公営住宅に倣って算定はしてるんですけれども、その建物が木造なのか、ブロック造なのか、もしくは年度が何年度なんだというようなものですか、もしくはボイラーが付いているんですとか。そういった項目によって基準額が算定されてまして、建築年度によって、この建物については何千何百円ですよとか、この建物については何万何千円ですよというふうに振り分けて、入居者にそれぞれ支払っていただいているということでございます。

また、23ページの住宅、持ち家の関係につきましては、職員が住宅を維持しているものについて、月額5千円を支給しているというような説明の資料になっております。

5 番 無量谷 隆 君

職員は公営住宅と同じような形でね、所得等に合わせたような算定基準っていうかそういうのを採用してはいないのかな。そういうことになると、かなり安い職員住宅に入ってるっていうような格好になります。

この幌延町も持家、あるいは幌延町に長らく住んでいただくっていうようなこともやっことなことで、職員自らある程度、持家を持っていただくような施策を考えると、やはり公

営住宅に入ってもよし、あと職員住宅に入ってもよしというような形のね、並行したような形の金額でないと、これ町民から見ると、役場職員で安い住宅に入ってるなって言われることを耳にするんですけども、その辺を考慮したような形で、ある程度緩和するような形で、ある程度見直しをかけていったらどうかと思います。その辺の考えはありませんか。

総務財政課長 藤井和之君

まず、職員住宅については、そういった算定を元に金額を設定してお支払いをしていただいている。

あと公営住宅に入居している方については、住宅手当というものが支給されてますので、それらを相殺すると、やや職員住宅に近い金額になろうかと思えます。これは民間のアパートに住まわれても、住宅手当というものが、それぞれ住宅料によって算定されてきますので、その職員にとっては、ややちゃんとした一応、算定の中での公平感は保たれているというふうには考えております。

5 番 無量谷 隆君

職員同士のあれには公平感あるかもしれないけど、一般町民から見ると差額があるんでないかということをお願いなんですけども、その辺どうですか。

総務財政課長 藤井和之君

以前、一般質問でも何かこういうような似たような話があって、そういう部分の職員が残るべきだ、もしくは職員住宅を持ちすぎだみたいな雰囲気ですとか、あとは安いだのというような、多々の意見はあろうかと思えますけども、基本的に職員住宅何戸持てばいいんだろっていう考えにも到達しますし、そういう部分が結局、他に住民として住まわれるところに圧迫させるようなことも、また考えなければいけないですし、いろんな観点の考え方が多分あろうかと思えます。ですから、どこが基準だっというところについては、それぞれ人によっては感覚がやっぱり異なるのかなということ、まずご理解いただければと思いますけども。役場職員だから必ず住宅を建設してということに、果たして今の時点になるだろうかというところもやっぱり考えなきゃいけない時代に突入しているのは、間違いないのかなと。

ちょっと言葉悪くいうと昭和の時代でしたら、そういった考え方が成立するのかもしれないけども、今の時代、そこまで整理の考えが成立するのかっていうとそうでもないかなということも踏まえながら、バランス的なことをやっぱり考えていかなきゃなんない。したならば、確かにご批判的な職員が安い単価で職員住宅入ってるじゃないかという、ご批判的なお言葉もあろうかと思いますが、なるべくそういった差がないような仕組みの中で、その職員住宅の家賃は設定してますし、住宅料の月々の住宅料の算定については、国家公務員と同じように基準、法律がありますけども、そういったものをもとに算定してますし、ということ、ちょっとまずは一つ目ご理解いただきたい。

ただ、民間の中に住宅料を月々その従業員に対して支払っていない会社さんもあるっていうことも、我々承知しております。ですから、そういった方と比較をしたら、当然のことながらとは思いますが、いろんな観点があろうかと思えますけども、そういった総合的にトータル的に見て、理解をしていただければ大変助かります。

議長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

7 番 西 澤 裕 之 君

関連します。

先ほど職員住宅について質問をしたのと、同僚議員とはちょっと違う意見なんですけども。まず今、同僚議員からも多少ありましたけれども、職員住宅に関しての計画ですね。単身の職員の住宅建設はしましたし、今後、幌延町で世帯を持たれたりとかしつつ、幌延町でずっと勤務されるとなると、この世帯の住宅が必要になってくるということもあるかと思えます。

先ほど島田課長のほうから、この修繕の場所を聞いて、はっと思ったんですけど、私もそこ気になっていて、ずっと何年も空いていたもので、そこを見ているものですから、世帯を持っている方の職員住宅の在り方、その回し方がどうなっているのかというのはすごい気になって先ほど質問しました。藤井課長からも説明ありましたが、では世帯が住める職員住宅の今後の計画みたいなものはあるのかなのか。まず、伺います。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

今現時点で詳細な計画を立てているわけではございません。

職員数というのが、今回の補正予算の職員の調書にも出てきていると思いますけども、今大体80%ぐらい職員住宅に入居されてる職員がいるんですね。全職員の中で。例えば夫婦で働いてる方もいらっしゃいますから、そういう部分では、何世帯だとかっていうちょっと明確な数字は答えられませんけども、約80%程度職員住宅に住まわれていると。

おかげさまで単身者向けの住宅を近年建てさせていただきました。その後ですね、結婚して、そのあとそこに住むのかっていうことになるとまた住めないわけですよ。じゃあ、世帯向けの職員住宅って、入れるところあるんでしょうかってことになると、またそれまた今、皆さん入っているの、どこに入るんだっていうことになっちゃうんですね。

こういうことを計画的に考えるとですね、職員住宅は何戸建て、世帯向けの住宅が何戸建てっていうことを考えていくとですね、答えが見つからないわけですよ。

というのは、いつそういうような状態になるのかというのもわからないですし、ずっと世帯を持たないで、単身のままということも当然考えられるわけですから。ですから、計画といたってもですね、何年度にこうしましようとかというのではなくて、老朽化しているような職員住宅がもしあるとしたら。既にあるんですけども、そういったものを、今後何ヵ年ごとにこういうふうに立てていく中で、世帯向けと単身向けを併用して、建設したらどうかとか、というような、ぼやっとした妄想的な発想はありますけども、詳細な計画は今現在は持ち合わせてないということでご理解ください。

7 番 西 澤 裕 之 君

世帯が住める町職員住宅っていうのは、ある程度、今想像しても2町内にある物とか栄町のござくら荘の前にあるものとか、ある程度固まっていってっていうのがあるので、先ほど藤井課長が老朽化したものをどうするんだっていうところを考えると、老朽化したものを改修したり、ぽつんとそのところだけを直すんじゃなくて、今言ったような、大きな土地があるので、その土地をどう活用していくかっていうところが、今後大事になるのかなというふうに思っています。

それには、やっぱりいろんな意見があるので、ただし、町職員、自分が想像しても、公務員でほかの町に行くってときに、住む所なかったら行かないっていうか、なかなかそういう用意しない自治体もなかなかないのかなというふうに思うのが1点と。ただ、大きいっていうのはどこから大きいから語弊があるのかもしれませんが、ある自治体では、やっぱりある程度年齢で、そういう職員住宅出て民間に移ってくださっていうようなところもあります。

ただ、それが幌延町の実態に合ってるかどうかっていうのはありますので、ただし、いろんなそういう考え方や、いろんな条件で決まってくるものではあるので、その辺、やっぱり計画性を持っていかないと、なかなかスムーズには移行していかないと思いますので、その辺計画を作成すべきかなというふうに思っていますので。

総務財政課長 藤井和之君

大変貴重なご意見頂戴しまして、ありがとうございます。

私どもも一応内部のお話、正式な議論ではないですけども、そういったことも当然、議論はしています。

ただ、ちょっと具体化できるまでのところまでは至っていないということで、勘弁していただければと思いますけども、役場の庁舎のすぐ横、宮園1番地、いわゆる派出所の前。あそこはちょっと言葉悪く言うと歯抜け状態になってて、そこが昭和40何年建築の住宅なんですね。そういった部分が、例えば、退職したタイミングですとか、入居替えをしたタイミングですとか、そういったもろもろの条件が揃うと、計画も立てやすいのかなというふうに思いますけど。ただ、今現状住んでいるところで、代替の入居場所がないのに出てって、壊すからっていうのもまた言いづらいことをご理解いただければと思いますし、そういったとにかく条件が揃えば、本当に計画を立てながら、皆さん方の町民の皆さんも、議員の皆さんにもご了解得ながら、住宅の建替えですとか、そういったものを計画を立てていきたいものの、やはり条件が、今のタイミングなのか、どのタイミングなんだろうかっていうことは見計らいながら、今後も議論を進めていきたいなと思っておりますし、住宅の関係については何年度に建築したというものは明確にわかってますので、そういったものが先に、どこから手をつけていこうかとなってなると、当然問寒別地区にも職員住宅がございますので、そういったところも当然影響があったり、もしくは広く言うと教員住宅まで影響があったり、いろんな概念考え方がございますので、そういったことを総合的に見ていきたいなというふうには考えております。

いずれにしても、早いうちにじゃないですけども、そういった青図というか、そういったものは検討して、もし、ご了解が得られるのであれば、そういった建替え等も含めて、また一緒に議論していきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

3 番 斎賀弘孝君

先ほど言いました、こざくら荘の外部委託のことなんですけども、町内の調理員さんは一生懸命あるいは、これは手を尽くしたんだけどいなくて、今回外部委託ということになった

んですけども。

委員会の説明でも、町内の人に何とかできるようにしたい希望だということだったんですけどね。外部委託先で、幌延のこざくら荘で調理をしてもらう人を探して、任務を遂行するんだと思いますが、町内の方々を探す時にね、この1時間当たりの単価というのは上げていったのか。上げていったんですけども、それでもいないからもう外部委託すると。外部委託して、また町内の業者をするとき、さらに単価を1時間当たりの賃金単価を上げてって、町内の方はいなかったんだから、その外部委託先がどこになるかわかんないけども、どっかから1時間当たりの単価を上げて探してくると。単価を上げたら、決まったとかそういうことなった場合ですね。これは最初から幌延町でも探すときに何回も探して来たんですから、もっと単価、ここだけ上げたらまた不公平になるから、あれかもしれないけども、こういうの単価は限度というものがあって、とうとう外部委託になったのか。その辺をお伺いしたいのがまず1点ですね。

それと2点目は違うことなんですけども、歯科の診療報酬なんですけども。歯科で歯医者さん、委託料が上がって歯科の診療報酬が増えましたと。この金額が913万7千円なんですけども。どういうふうに、こういうふうになるのかちょっとそれがわからないので、説明してほしい。2点目です。

3点目、これは町民の声なんですけども、その歯医者さんに、今1人体制なのかって言われるんですよ。夜の7時半まで行ったらやってくれと。私は知らないんですけども、昔は旭川から先生がもう1人来てたはずだと。今1人である人7時半までなら倒れちゃうよと。倒れたら、もう幌延に歯医者さんいなくなっちゃって困るんですけども、そういうことは議会知ってるのかと怒られたんですね。これはどういうふうになってるのか、ちょっとお願いします。

保健福祉課長 村上貴紀君

まず、こざくら荘の厨房業務の外部委託に関するご質問ですけれども、調理員の賃金単価、につきましては、調理員の部分だけの単価の見直しというところでは、法人のほうでもしていないというふうに認識をしております。

それというのも、過去からの議論の中でもありましたように、介護員等々の人件費の部分、先ほど斎賀議員もおっしゃってございましたけれども、それぞれのバランスっていうところでもありますので、その中で赤字解消という部分で、給与表の見直し等を法人のほうでもやってる中で、こういう厨房職員の部分についても、単価の見直しというところを併せてやってきてるといふところでもありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

また、外部委託した際の委託先の職員の単価につきましては、委託先がまだ確定してないので、幾らでなるかっていうところにつきましては、今のところ不明ではございますけれども、町内で募集をかけていなかった場合については、見つかるまでの期間については、札幌ですとか、都市部からの職員、本部側からの職員の派遣というところで、対応も可能というふうな各業者のほうから確認が取れてるっていうところから、職員が不足して、食事提供が出来なくなるリスクを避けるためにはというところで、外部委託というところを今回選択を法人側でして、そちらを町のほうが認めていきたいというところがございます。

住民生活課長 古 草 勝 君

それでは私のほうから歯科診療所の報酬についてご説明いたします。

毎月370万円の12ヵ月ということで当初予算、見させていただきましたが、実態は400万を超えた診療報酬が発生しているということで、11月以降は450万円を見込んで、この度補正を上げさせていただいております。

また、先生につきましては、甕先生現在1人で運用しておりますので、先生が所用のため等、幌延を離れる際には休診になってしまうような状態となっております。

ちなみに、こちらの歳出に対応します歳入につきましては、診療報酬が増額。うちのほうに収入として入っておりますので、その分を支出しているという状況でございます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。

歯科のことなんですけど、ということは今本当に1人でやっていて、過労でもう仕事出来ないよというような状態というか、なった場合は、休診ということも本当にあり得るということが今、課長さんの話がありましたんで、前のように2人体制になるとか、そういうふうには、持っていくように今努力をしているところなのかどうか、それをまずお聞きしたいのと。

それから外部委託なんですけども、課長の話によれば、そういうことなんで、その本部から来るかもしれないってことを話してましたんで、大分大きい外部委託先を想定してるのかなと思うんですよ。そしたら、どこに住むかわからないけども、幌延に住むよとなったら、住宅も確保しないといけないと思うんですよ。幌延からあっせんをかけたんだけどもなく、外部委託先がね、他所から連れてくる。もしかしたらさっき課長が本部から連れてくるかもしれないって話だったんで、そのときには住宅とかは、こちらで面倒見てあげるんですか、それともござくら荘さんが面倒見てあげることになるんですか。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

厨房業務の外部委託の際の本部等から、もし職員が派遣等で対応した場合の住宅につきましては、外部委託先が決まっていないので、明確な回答は出来ませんが、それぞれのもう既に導入しているところの実態から申しますと、その派遣されてくる職員の住まいについては、受託事業者のほうで確保しているというような状況で聞いております。

ただ、派遣された場合ですね、毎日勤務ということではなく、それぞれの町を渡っていくといいますか、週に3日程度幌延で勤務して、残りの時には違う町で勤務してっていうような形で回していると。

その中で調理をした上で、出来上がったものを冷凍保存して、オープン等で加熱をして、残りの分は提供できるような調理を、職員が確保されている中で、調理をすとかっていうようなことも、職員が足りないときには、そういうような対応も可能だということでの対応を、他の施設等でもされているというような状況を聞いておりますので、幌延町のござくら荘において外注した際にもそういうような対応になるのではないかなというふうに考えております。

その際には住宅を確保しなくとも、ホテルですとか、旅館に滞在をして、業務に当たると

というようなことも想定されるのかなというふうに思いますので、町ですとか、法人側が住宅を用意するというような想定は今の段階ではありません。

副町長 岩川実樹君

私のほうから、歯医者者の業務運営体制のほうについてちょっとお答えさせていただきます。基本的にこの歯科診療所と町の関係なんですけども、実は歯科業務っていうのは、町が施設、それと大きな器具ですね。椅子だとか、そういったハードのものを町が用意して、そこで以前は國奥先生と契約していましたが、そこに委託じゃないんですけども、歯医者さんが、そこで歯科業務をやっていただくと。そして収入支出については、町の会計は通りますけども、基本的には、歯医者さんの中でやりくりするという仕組みになってございますので、患者さんにつきましてはね、歯科の場合は完全予約制ですので、ある程度患者さんの数を調整することも可能だと思うんですけども、そこは歯科側の裁量だと思うんです。

ですから、患者さんをいっぱい入れて手が足りなければですね、お医者さんを自分で増やすということも可能なことにはなっています。そこには町としては何も介入することは出来ません。

以前ですね、2人居たってというのは、國奥先生から今の甕先生に移行する過程でですね、國奥先生が毎週1回旭川のほうから通われていて、一時期2人でやっていたということがありますが、基本、歯科医は1人で業務されているという状態が続いておりますので、町としては、今までのスキームをちょっと変えるつもりはございません。

4 番 植村 敦君

収入の所でお聞きすればよかったですけど、総括でお聞きします。農林関係の上幌の水道の関係をお聞きしたいと思います。

ここで840万増額という形で、過疎事業債出ておりますけども、これは、従来の予算がそのまま、その過疎債が、額が増えたということなのか。それとも、従来の事業が膨らんでこういう形になったのかということと。

予定では、令和4年度は最終として5年度から供給開始というような話、ちらっと聞いてはいるんですけども、今後の大きな事業として何が残ってるのか、お聞きしたいと思います。

産業振興課長 山本基継君

まず事業の終了年度の関係なんですけども、現在令和2年度から、上幌開進地区、町の単独事業で給水管整備しておりますけれども、来年、再来年と後2年を予定しております。令和4年度は開進地区を今やろうかなと思ってまして、その中にJRの横断工が3か所あります。残りですね、令和5年度に市街地地区といいますか、元町の農協の整備工場ですとか、あの辺も上幌の利用組合でしたので、あの辺の5戸を繋いで、令和5年度に一応全部、事業を完了させようとは今のところ考えております。

4 番 植村 敦君

ということは、供給の開始はしたら5年度以降ということですか。

産業振興課長 山本基継君

令和5年度以降、令和6年度の供給開始を目指して、今事業を進めております。

4 番 植村 敦君

その中には、今使われてる水源池の改修等々というのは入ってないということなんですか。

産業振興課長 山本基継君

上幌延の水源池もですね、議員もご存じのとおり、土砂の流出がひどくてですね、大雨が降ったりすると、濁土がひどいということで、今、来年度に向けまして、水質の改善ですとか、どのような対策ができるのかなっていうことを調査に出そうかなと思ひまして、来年度、令和4年度の予算にですね、調査事業として要求しようかなとは考えております。

4 番 植村 敦君

恐らく、あそこはどうにかして改修しないと、もう今現在でも、今年も恐らく、土砂を長尺のユンボでよっこしたというような状況になってますし、水源池のダムの辺りってというのは、やっぱりかなり今後の水質維持のためにも、改修が必要だなというふうに思っております。

それをこれから調査してやるってことになれば、さらに事業費が膨らんでいくということになるのかなというふうに思いますが、1年も早く、是非、予算化をして、農家戸数が減らないうちに、何とか事業が完了して、新しい管で農家に水の供給をしていただきたいなというふうに思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

議長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで15時30分まで休憩します。

(15時17分 休憩)

(15時30分 開議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第14 議案第9号「令和3年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古草 勝君

議案第9号「令和3年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、担当者異動に伴う人件費の増、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増、特定健康診査の受診者数確定に伴う事業費の減、保険税還付金の増などです。

1 ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に3,578万2千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3億7,241万9千円にしようとするものです。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要をご説明いたします。

16 ページをお開きください。

まず歳出ですが、1款1項1目一般管理費では、国保担当者の異動に伴い、人件費総額で255万1千円の増額です。

2款1項療養諸費では、療養件数の増加に伴い、1目一般被保険者療養給付費で2,494万円、3目一般被保険者高額療養費で1,157万5千円をそれぞれ増額しております。

同じく16ページの6款1項1目特定健康診査等事業費は、特定健診の受診者数が当初の見込みを下回ったことから、事業費総額で95万3千円の減額です。

18 ページをお開きください。

7款1項2目一般被保険者還付金及び還付加算金は、過年度に遡及して異動となった被保険者への健康保険税還付金が見込まれることから、5万円を増額しております。

9款1項1目予備費は、財源調整により238万1千円を減額しております。

次に歳入であります。14ページをお開きください。

2款1項1目保険給付費等交付金では、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の全額を普通交付金で計上し3,651万5千円の増額です。

4款1項1目一般会計繰入金のうち、保険基盤安定等繰入金は、国民健康保険税軽減分や保険者支援分として一般会計から繰り入れを行うもので、精査の結果129万4千円の減額、その他一般会計繰入金の職員給与費等、出産育児一時金補助金及び財政安定化支援事業については、繰出基準に基づき精査した結果236万9千円を増額しております。

5款繰越金は、前年度からの繰越金が確定したことから176万円を減額しております。

6款2項1目雑入は、特定健康診査受診者数の確定に伴い、一部負担金精査により4万8千円を減額しております。

以上、議案第9号「令和3年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第10号「令和3年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川実樹君

議案第10号「令和3年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)」についての提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、看護師等の年度途中で採用等に伴う人件費の調整や、国の指定難病患者の治療に要する費用の調整及び新型コロナウイルスワクチンの追加接種に伴う代替医師を確保するための費用等として医師業務強化費を調整するものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,511万6千円にしようとするものです。

また、第2項の歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

20ページをお開きください。

まず、歳出ですが1款1項1目診療所費の補正内訳を右の説明欄の黒丸、事業費別に説明いたします。

診療所人件費は、欠員補充として年度途中で採用した看護師2名に係る人件費の調整と、増員した事務員1名に係る人件費の増額分です。また、診療所の栄養士を保健福祉課の栄養士が兼ねることとしたことにより、診療所会計での栄養士人件費を削減するものです。

これらの事由により、給料で713万6千円の減、職員手当で250万3千円の減、共済費で282万9千円を減額補正しようとするもので、診療所人件費としては1,246万8千円の減額です。

診療所業務費は、パートタイム会計年度任用職員の報酬単価改正と、新型コロナウイルスワクチン接種時の代替看護師確保にかかるこれまでの実績と3回目接種分を見込み、報酬で52万3千円を減額補正しようとするものです。

10節需用費の医薬材料費では、国が指定する難病を治療するため、注射を必要とする患者に対応するため、注射液購入費として897万4千円を増額補正し、26節公課費では、令和2年分消費税及び地方消費税の確定に伴い、25万円の減額補正をしようとするものです。

診療所管理費は、清掃業務に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬単価改正により、報酬で8千円を増額補正しようとするものです。

17節備品購入費の機械器具費では、除雪機を更新するための費用として66万8千円の新規計上です。

医療機器等整備事業は、今年6月の補正予算でご承認いただきましたマルチスライスCT装置更新と、増設した発熱外来診察室に備える机・椅子等の備品に係る契約執行残を96万円減額しようとするものです。

また、新たに医療用機械器具として、既に大幅に耐用年数を過ぎ、更新が必要な肺活量等測定機器、電子スパイロメータの購入費用として26万4千円を新規計上しようとするもので、備品購入費全体としては69万6千円の減額です。

次に、1款1項2目医師業務強化費の補正内訳ですが、新型コロナウイルスワクチン接種時の代替医師確保にかかるこれまでの実績と3回目の追加接種分等を見込み、報酬として60万4千円、職員手当で52万5千円、費用弁償で13万4千円、借上料で6万円を増額補正しようとするものです。

また、7節の報償費では、9月の決算委員会にてご指摘をいただきました、社会医療法人への謝礼未払い分55万円を増額補正しようとするものです。

次に歳入ですが、18ページをお開きください。

1款1項1目の診療所使用料につきましては、歳出、診療所業務費の医薬材料費でも説明いたしましたが、患者が当診療所で国が指定する難病に係る治療を受ける際の外来診察料を見込み、915万6千円を増額補正しようとするものです。

5款1項1目の診療受託収入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る診療受託料で、接種経費に休日加算が設けられたことや接種対象者が拡充されたこと、3回目接種の一部が年度内に実施されること等に伴う増加で、584万円を増額補正しようとするものです。

3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、この度の補正の調整により1,752万6千円を減額補正しようとするものです。

以上、議案第10号の提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号「令和3年度 幌延町介護保険特別会計補正予算(第3号)」の件を議題とします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上貴紀君

議案第11号「令和3年度 幌延町介護保険特別会計補正予算(第3号)」について提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、人事異動に伴う人件費の調整によるもののほか、保険事業勘定で、事務処理の効率化を図るための事務処理システム改修にかかる経費等についての調整及びサービス事業勘定で、介護サービス計画作成契約数の増加が見込まれることから、関係収入について調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から1,335万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,788万6千円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定が2億3,015万3千円に、介護サービス事業勘定は773万3千円となります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要をご説明いたします。

まず、保険事業勘定からご説明いたします。

20ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、本年度の人事異動において配属職員が5名から4名に減少したこと等に伴い、給料で640万7千円の減、職員手当で362万1千円の減、共済費で297万2千円の減、事務処理の効率化を図ることを目的とした介護保険事務処理システムのクライアントライセンスを1ライセンス増加する経費として、事務処理システム改修業務委託料で5万8千円の増額です。

次に歳入であります。18ページにお戻り願います。

2款2項3目介護保険事業費補助金は、本年度の制度改正に伴うシステム改修にかかる国庫補助基準額の確定により15万円の減、6款1項4目その他一般会計繰入金は、職員給与等繰入金で、この度の人事異動に伴う人件費の補正分1,300万円の減、事務費繰入金で、システム改修費の財源調整に伴い、20万8千円の増額です。

次に、介護サービス事業勘定についてご説明いたします。

24ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、本年度の人事異動に伴い、介護支援事業人件費全体で41万1千円の減額です。

次に歳入であります。22ページにお戻り願います。

1款1項1目介護サービス計画費収入は、町内居宅介護支援事業所の休止に伴う契約者の増加により、208万8千円の増、2款1項1目一般会計繰入金は、この度の人事異動に伴う人件費支出の減、並びに介護サービス計画費収入の増に伴い、249万9千円の減額です。

以上、議案第11号「令和3年度 幌延町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第12号「令和3年度 幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。

議案第12号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第12号「令和3年度 幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、事業の執行精査により現行予算に過不足が見込まれることから、これを補正するものであります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ276万3千円を増額し、歳入歳出の総額を7,992万3千円にするものであります。

第2項の第1表歳入歳出予算補正につきましては、6ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

第2条の第2表地方債補正であります、4ページをお開き願います。

起債対象事業の簡易水道施設改修事業は、事業執行精査により限度額400万円から390万円に減額するものであります。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。20、21ページをお開き願います。

1款1項1目水道管理費の簡易水道事業人件費は、昇給による給料の増額補正や手当の精査、共済費の率の確定などにより、給料15万9千円の増、職員手当20万円、共済費4千円の減、総額4万5千円を減額するものであり、委託料は、事業執行により不用額が見込まれることから、29万8千円を減額するものであります。

2目水道整備費の工事請負費は、事業執行により不用額が見込まれることから25万3千円を減額するものであります。

4目積立金の建設改良基金、513万7千円の増は、現行の収支見込みにおいて、財源に一部余裕があることから、これを積み立てるものであります。

22、23ページをお開き願います。

2款1項1目長期債償還元金175万5千円の減は、昨年度借入をいたしました、簡易水道事業債の一部の償還年数を当初の1.5年から他の簡易水道事業債の償還年数10年に合わせたことにより、減額となったものであります。

次に歳入であります、18、19ページにお戻り願います。

2款2項1目水道手数料では、給水装置設置工事件数の確定により、14万7千円の増額補正です。

4款1項1目一般会計繰入金の111万1千円の減は、事業執行により起債額が確定したことから、一般会計からの水道整備費に要する所定の繰入金を減額するものであります。

5款1項1目繰越金は、前年度決算により繰越金が432万7千円と確定しましたので、現行予算50万円の差額の382万7千円を増額するものであります。

7款1項1目簡易水道事業債の簡易水道施設改修事業は、第2表地方債補正でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、議案第12号「令和3年度 幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第13号「令和3年度 幌延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。

議案第13号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第13号「令和3年度 幌延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、事業の執行精査により現行予算に過不足が見込まれることから、これを補正するものであります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ563万2千円を減額し、歳入歳出の総額を2億211万1千円にするものであります。

第2項の第1表歳入歳出予算補正につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。

16、17ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の下水道事業人件費は、人事異動による減額補正や共済費の率の確定などにより、給料20万9千円の減、職員手当10万2千円の減、共済費8万1千円の減、総額39万2千円を減額するものであります。

2目施設管理費の備品購入費は、事業の執行により不用額が見込まれることから1万円を減額するものであります。

2款1項1目長期償還元金、519万4千円の減は、昨年度借入をいたしました下水道事業債の一部の償還年数を当初の1.5年から、他の下水道事業債の償還年数10年に合わせたことより、減額となったものであります。

次に歳入であります。14、15ページにお戻り願います。

1款1項1目下水道分担金は受益者分担金の確定により、16万円の増額であります。

4款1項1目一般会計繰入金の580万6千円の減は、歳出予算の減額補正に伴い、繰入金が減額となるものであります。

5款1項1目、繰越金につきましては、前年度決算により繰越金が8千円と確定しましたので、現行予算1千円との差額7千円を増額するものであります。

以上、議案第13号「令和3年度 幌延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」につ

いて、提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第1号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事項・事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修、各常任委員会等の調査・研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって派遣する議員は、議長において指名することに決定いたしました。

日程第20 発議第2号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和3年11月29日付をもって、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から所

管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ別紙のとおり閉会中の継続調査の申入れがありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これにて、令和3年第7回幌延町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

(16時00分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋 秀之

署名議員 5番 無量谷 隆

署名議員 7番 西澤 裕之

以上、記録する。

主 事 満保 希来